

令和 2 年 6 月 1 7 日 開 会

令和 2 年 6 月 1 7 日 閉 会

令 和 2 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

令和 2 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 69 号

令和 2 年 第 2 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 6 月 10 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 6 月 17 日（水）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 令和 2 年 6 月 17 日（水曜日）午前 9 時 30 分

閉 会 令和 2 年 6 月 17 日（水曜日）午後 3 時 44 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

| 議席 番号 | 氏 名 | 6月17日 |
|----------|-----------|-------|
| 1 | 藤 本 傳 夫 | ○ |
| 2 | 三 木 卓 | ○ |
| 3 | 大 下 淳 | ○ |
| 4 | 森 弘 章 | ○ |
| 5 | 藤 井 孝 博 | ○ |
| 6 | 中 松 和 彦 | ○ |
| 7 | 大 川 新 也 | ○ |
| 8 | 柴 田 初 子 | ○ |
| 9 | 森 崇 | ○ |
| 10 | 森 口 久 士 | ○ |
| 11 | 安 井 信 之 | ○ |
| 12 | 鍋 谷 真 由 美 | ○ |
| 13 | 浜 口 勇 | ○ |
| 14 | 谷 康 男 | ○ |

地方自治法第121条の規定による出席者

| 名 職 | 氏 名 | 第1日 |
|------------------------------|-----------|-----|
| 町 長 | 松 本 篤 | ○ |
| 副 町 長 | 松 尾 俊 男 | ○ |
| 教 育 長 | 坂 東 民 哉 | ○ |
| 参 事 | 大 江 正 彦 | ○ |
| 参 事 兼 総 務 課 長 | 久 利 佳 久 | ○ |
| 参 事 兼 こども教育課長 | 後 藤 正 樹 | ○ |
| 参 事 兼 健康づくり福祉課長 | 濱 田 茂 | ○ |
| 企 画 財 政 課 長 | 川宿田 光 憲 | ○ |
| 税 務 課 長 | 清 水 一 彦 | ○ |
| 住 民 生 活 課 長 | 谷 本 静 香 | ○ |
| 高 齢 者 福 祉 課 長 | 立 花 英 雄 | ○ |
| 商 工 観 光 課 長 | 入 倉 哲 也 | ○ |
| 農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長 | 真 砂 智 規 | ○ |
| 建 設 課 長 | 唐 橋 幹 隆 | ○ |
| 住 ま い 政 策 課 長 | 山 口 総 一 郎 | ○ |
| 会 計 管 理 者 | 丸 本 秀 | ○ |
| 介 護 保 険 施 設 事 務 長 | 堀 内 宏 美 | ○ |
| 生 涯 学 習 課 長 | 山 本 重 敏 | ○ |
| 総 務 課 課 長 補 佐 | 相 原 隆 幸 | ○ |

職務のため出席した者の氏名
 議会事務局長 森 貞 二
 書記 立 住 貴 彦

議事日程
 別紙のとおり

令和2年第2回小豆島町議会定例会議事日程

令和2年6月17日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 9名
- 第4 報告第6号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第5 報告第7号 令和元年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第6 議案第37号 新・小豆島町すくすく子育て基金条例について (町長提出)
- 第7 議案第38号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第39号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第9 議案第40号 旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第10 議案第41号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事
(第2工区)に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第11 議案第42号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第12 議案第43号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第13 議員派遣について
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願い申し上げます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月10日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

去る5月25日に緊急事態宣言が解除され、香川県では感染予防対策期に移行いたしましたが、引き続き気を緩めることなく、感染拡大防止に向けた周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会では、令和2年度一般会計補正予算の審議のほか、専決処分の報告1件、繰越計算書の報告1件、条例案件3件、契約案件3件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月26日以降6月9日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、5番藤井孝博議員、6番中松和彦議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議の会期は本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局が札を出します。その後、時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願申し上げます。4番森弘章議員。

○4番（森 弘章君） 失礼します。

早速ですが、私はこの町の人口減少対策についてお尋ねいたします。

先般説明のあった第2期総合戦略での小豆島町人口ビジョンでは、このまま何ら対策を講じないと、国立社会保障・人口問題研究所の予測では、町の人口は現在の約1万3,000人から、2060年には約5,200人になるとの推計がされています。人口5,200人、このような人口減少は、今後の町の労働力人口の減少による産業の衰退、定住人口の減少に伴う地域活力の低下、例えば限界集落の出現等、また耕作放棄地の増加や山林の保全不能



に伴う住環境の悪化、さらには少子化の進展に伴う教育環境の矮小化等々、地域住民の生活の糧である産業活動をはじめ、教育、医療、公共交通、地域活動等あらゆる生活環境の悪化や衰退が懸念されるところであります。

そこで、総合戦略では、各種施策を講じることで40年後の推計5,200人から約60%増の8,800人程度を目指すとの目標を掲げていますが、これらに関して2点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、人口減少対策やその他の地域振興対策として、今全国各地で地域おこし協力隊員の活用が報じられております。本町も先月17日付新聞に、3名の隊員を採用し、それぞれに地域産業活性化、観光振興、移住・定住促進などに取り組んでもらうことが記載されておりました。地域おこし、過疎対策事業推進者としての今後の活動が期待されますが、そのうち彼らの報酬や活動費、雇用条件等、その財源も含め取り組み状況をお伺いいたします。また、その中で協力隊員の任期は3年程度と伺っておりますが、今とまらぬ過疎化進行の折、今年度での追加募集や今後の計画、また組織の充実、具体的担当分野、それらのその効果に期待する点もあわせてお願いいたします。

次に、関連の2点目でございますが、こうした状況下での現在も進行中の移住・定住促進事業であります。今も行われておりました首都圏での一本釣りも、当時マスコミ効果もあり、必要と思われませんが、以前の私の質問の折にも申し上げましたが、石川県川北町での住民の呼び込みに成功した例として、限りある税収の中で少子化、人口減少対策には惜しまず、子育て世代となる若者に経済的、精神的に優しい社会をつくるのが成果を得られた要因であったと報じられておりました。また、昨年6月には、NTTレゾナント（株）が行ったインターネット詮索数から見る年間トータルでの人気離島ランキング調査結果において、我が町小豆島が、石垣や佐渡、屋久島等名立たる島々を抑えての堂々の1位という朗報も寄せられております。こうした折、今後町の移住対策、受け皿向上のためにも、これら新たな事案も生かし、さらなる制度の改定、またこの町独自の施策、取り組みはできないものか、以上お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森弘章議員から人口減少対策のご質問をいただきました。

これまで機会あるごとに申し上げておりますが、小豆島町の最大の課題は人口減少であります。小豆島の人口減少は戦後一貫して続き、決して容易に克服できるものではありませんが、私たちはあらゆる政策を総動員して取り組みを進めていく必要があると考えております。島に暮らす私たちの努力はもちろんですが、島の外からの新しい人材の活

躍も大いに大切でございます。その一つの施策が地域おこし協力隊であります。協力隊員には、これまでの知識や経験を存分に生かしていただき、島のさまざまな魅力を掘り起こし、それぞれの新しい発想で島の元気をつくってもらいたいと考えております。また、隊員同士がつながりを深め、お互いに切磋琢磨できる協力隊のネットワークを構築し、活動の効果がより一層高まる仕組みを構築していきたいと思っています。本年度は現在3名の隊員を採用しておりますが、ICT教育を推進するため、6月中にはさらに1名の採用を予定いたしております。今後につきましても、総合戦略に基づき毎年度4名の採用を考えておりますが、移住相談等において優秀な人材が発見された場合や、独創的で魅力的な提案がなされたときは、追加での採用を検討したいと考えております。

次に、移住・定住促進事業のさらなる充実につきましてご答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、移住・定住の促進に当たり、子育て支援は重要な施策の一つと考えており、すくすく子育て応援アクションプランの第2期を策定し、各種の取り組みを推進しております。また、これまで子育て支援の情報発信が十分でなかったことから、ホームページのリニューアルにあわせて子育て応援サイトを新たに立ち上げ、広報活動の充実を努めております。引き続き他団体の先進事例を参考にしながら、子育て支援の充実を検討し、実施してまいりたいと考えております。一方、都市部での移住フェア開催等移住・定住に向けたPR活動も大切ではございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響からその活動が大きく制約されております。政府が東京圏在住者1万人を対象に調査を実施しており、約半数が地方圏の暮らしに関心を持っている結果が出ているにもかかわらず、都市部での移住フェアのイベント活動が行えていないことが残念でなりません。役場窓口の対面式の移住相談も実施できておらない状況でございます。

このような中、これにかわる新たな取り組みといたしまして、本日の四国新聞にも取り上げていただきましたが、インターネットを活用した移住希望者向けのオンライン相談窓口を開設したところでございます。オンライン相談窓口とは、テレビ会議と同様に映像と音声を使って、島外にいる移住希望者とのコミュニケーションを可能にする取り組みでございます。移住希望者が自宅にいながら町職員とお互いの顔を見て話ができ、相談内容に応じ、画面上で情報を提供したり、空き家の外観、周りの風景などを動画で配信するなど、遠距離にもかかわらず対面式と変わらない相談が可能となります。オンラインを通じて、本町の魅力を伝えていきたいと考えております。

なお、地域おこし協力隊、移住・定住促進事業の詳細につきましては、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、地域おこし協力隊の制度についてご答弁させていただきます。

まず、隊員の身分でございますが、会計年度任用職員として採用しており、報酬につきましては月額17万円程度となっております。雇用条件につきましては、1日当たり7時間30分、週5日勤務でございます。それから、財源でございますけれども、先ほど申し上げた報酬、それから活動費を合わせた費用、合計440万円全額が特別交付税において措置される予定であります。今後の採用につきましては、町長の答弁にもありましたように、都市部の優秀な若者から町のさまざまな課題を解決する斬新な提案がなされた場合は、追加の採用も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 私からは、本年度の拡充事業につきましてご答弁いたします。

空き家バンクに登録している賃貸物件のみを対象としておりました空き家改修補助事業ですが、今年度から移住者が購入する空き家物件も対象といたしました。間口を広げた改正としております。

次に、町独自の施策、取り組みでございますが、新たな空き家物件の掘り起こしを考えております。現在、町広報、ホームページ、チラシにて周知しておりますが、各地域に出向いての相談会を開催し、より一層空き家活用の必要性をご理解いただき、空き家バンクの登録をお願いしようと考えております。このほか、議員の貴重なご意見を参考に、さらなる移住対策の受け皿向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） ありがとうございます。

多彩なメニューをもっても1年や2年で解決されるような問題ではございませんが、先ほどの答弁のとおり、前向きな対応を願います。

話はちょっと戻りますが、ちなみに地域おこし協力隊の3名の方、この方は任期終了後、この町に永住していただけるのでしょうかね、課長。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 今回、3名の隊員を採用させていただきました。ま

ず、1人目が大和さんという方でございますけれども、こちらの方はふるさと納税とかを通じて町の特産物をPRしていこうという活動と、それから町の歌をつくってみたいとか、そういった思いを持っておりますが、将来的にはそういった経験を通じて、町のほうで起業をしたいというふうに伺っております。それから、2人目の喰代さん、こちらはもともと参議院のほうでお仕事をされていた方ですけれども、将来的には外国人を受け入れるハウスと申しましょうか、ゲストハウス、こちらを開業したいと今は申されております。それから、もう一人でございますけれども、田中さんでございますけれども、田中さんは今まさに移住・定住の窓口に立っていただいておりますけれども、農業にも少し興味をお持ちでございます、将来的には町の農業とか、あるいは移住の関係とか、そういったことを通じて島で何か活動していきたいということを伺っております。ということで、3名とも将来にわたって定住したいという意向を今のところはお持ちでございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） ちょっと希望が持てそうな対応でございますね。

それじゃ、最後にですが、これまでいろいろと実践してきた中で、過去5年間程度で結構でございますが、これまでの移住人口、戸数のうち、今現在この島にどれぐらいの人が定住して残っているのか。また、その状況は県下各市町と比べていかほどのものか、もしわかりましたらわかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 先ほどの定住者数の過去5年間の推移でございますが、過去5年ですので平成27年から申し上げますと、平成27年定住者数が78名でございます。これは、定住者数というのは各年度ごとに移住してきて、今現在定住しているかというような数値でございますので、申し上げます。28年につきましては83名、29年につきましては131名、平成30年につきましては104名、令和元年度につきましては128名の定住者となっております。定住度率でございますけれども、県下で調査は行っておりませんので、比較することができにくいところがございますが、ちなみに本町におきます定住率といいますのは、当該年度の移住者が今現在住んでいるかをあらわした指標で申し上げますと、平成27年につきましては定住率は52.7%となっております。直近で申しますと、令和元年度で申しますと134名の方が移住してこられたんですけども、まだ1年も満たしておりませんので、現在128名と先ほど申しましたので、率としましては95.5%となっております。県下としましては、52.7%がいいのかどうかというのはなかなか申し上げにくいん

ですけれども、移住者数から考えますと、まあまあそこそこ定住していくのではないかというの推測はされます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） 厳しい状況かと思いましたが、かなりな数字が見られました。今後期待できそうでございます。

それじゃ、今後の成果を期待いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、新型コロナウイルス緊急事態宣言による小豆島への影響についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスは世界的流行となり、日本政府の緊急事態宣言による町内の各業界への影響は今はどうなっているのか。町が関与する施設の3財団、そして民間の宿泊業界、飲食業など、そして交通関係の小豆島オーリーブバス株式会社、タクシー業、島への航路業界など、地域産業の醤油、つくだ煮、そうめんなど、そして第1次産業であります漁業の魚価は安くなっていると聞いております。小豆島中央病院の経営の影響など、各企業の経営の継続と雇用の維持はどうなるのか不安であります。そして、さきの臨時議会で議決しました補正予算で、地域産業持続化給付金や、特別定額給付金の1人10万円の支給状況などについて今どのような状態なのかお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員から新型コロナウイルス感染症の町内産業への影響、また町の支援策の状況についてご質問をいただきました。

ご承知のとおり、本町におきましては、本来なら多くの観光客でにぎわう春の行楽シーズンやゴールデンウィークにおける観光客の激減や、各種イベントの中止などにより、町出資の3財団を含む観光施設や宿泊施設などが休業を余儀なくされるとともに、飲食業、交通事業を初め観光消費に依存する幅広い業種に深刻な影響が生じております。町といたしましても、妊婦や子育て世帯に対する給付などの生活支援に加え、中小企業融資利子補給制度や、地域産業持続化給付金の創設、県の休業協力金への上乗せ給付など、町内事業者の事業継続と雇用の維持を下支えしているところでございます。東京都などでは、現在も毎日のように感染者が出るなど、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況に加え、海外からの観光客も回復のめどが立たないことから、観光の島小豆島としてこれま

でのようにぎわいを取り戻すにはまだまだ時間がかかると覚悟しなければならない状況であると思っております。

町内事業所の事業継続と雇用の維持も容易ではありませんが、国、県の支援策を踏まえながら、支援が必要な事業所をいかにして支えるか、幅広い産業に波及効果のある観光の再生をいかに実現するかという観点から、現在町の追加支援策を検討しているところであります。取りまとめが終わり次第、町議会臨時会の開催をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、町内産業の状況及び先の補正予算に計上した給付金等の状況につきましては、担当参事より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 浜口議員ご質問の町内産業の状況及び給付金等の状況につきましてお答えを申し上げます。

まず、観光客の激減によりまして休業を余儀なくされました町出資の3財団を含む観光施設や宿泊施設をはじめ、交通事業者、土産物店や飲食店などにつきましては、ほとんどの事業者におきまして、4月、5月の事業収入が対前年度5割以下、特に長期休業となりました観光施設や宿泊施設では、対前年度1割未満といった事業者も多く、総じて非常に厳しい状況でございます。醤油、つくだ煮、そうめん、オリーブなどの食品製造業につきましては、観光消費への依存度でありますとか、通信販売のウエイト、取引先の状況などによりまして業績に差が生じておりまして、影響の少ない事業者から3割減、4割減、また観光消費のウエイトが高い事業者におきましては、5割以上の減といったケースも出てきておりまして、固定費の負担が大きい事業者ほど厳しい状況にあると認識しております。小豆島中央病院につきましても、4月においては発熱患者との接触を敬遠するムードの影響もございまして、外来患者が対前年で1日平均100人程度の減、また万が一の事態に備えまして若干の入院抑制を実施しておりますことから、入院患者も対前年で1日平均10人程度の減となっておりまして、医療損益も当初の見込みよりも一月当たりで4千万円程度の減となるなど、大きな影響を受けておるところでございます。農業につきましては、冠婚葬祭等における需要減少から花卉栽培農家に若干の影響、また漁業におきましては、宿泊、飲食事業者などの需要減少から、議員のご指摘のとおり魚価低迷の影響が出ていると伺っておりますが、農業や漁業につきましては、天候等によりまして収穫量や漁獲量が不安定なことに加えまして、常に不安定な市況の変動を経験されていることから、お話を伺った範囲では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による市況の変動にも、現

時点におきましては事業の継続を脅かすような大きな動揺はないと伺っております。

次に、さきの臨時会でご議決をいただきました給付金等の状況でございますが、まず1人当たり10万円を給付する国の特別定額給付金につきましては、6月15日現在、人口ベースで97.1%、13億9,710万円の受け付けを終えております。また、県の休業協力金の上乘せ給付でございますが、こちらも県の給付決定を受けた事業者から順次受け付けをしておりまして、6月15日現在で61事業者へ総額495万円の受け付けを終えたところでございます。

最後に、地域産業持続化給付金でございますが、こちらは本年2月以降の連続する3か月間の事業収入が対前年度2割以上減少している会社を対象としておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化した3、4、5月、または4、5、6月の事業収入の確定、あるいは5月、6月の事業収入が、国の持続化給付金の対象になるかどうかを待つて申請するといった意向の会社も多いことから、6月15日現在では41社、総額1,556万円の受け付けを終えたところでございます。このうち、国の持続化給付金と併給を申請した会社は33社、町の地域産業持続化給付金のみは8社となっております。以上が現在の状況となっておりますが、町長からも申し上げたとおり、検討中の追加支援策を取りまとめ次第、補正予算のご審議をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 病院のことについては数字を今お聞きしましたけど、町あるいは町民の出資するオリーブバスについてはどんなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） オリーブバスにつきましては、4月で対前年比48%減、5月につきましては、昨年瀬戸内国際芸術祭がございましたことから83%減というふうになっておりまして、非常に厳しい状況でございます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 県外移動ができませんということは、旅行ができないということになります。先ほどのお話のように、旅館、ホテルは閉めております。こういう状況というのはかつてない、私も初めての経験をいたしますし、世界中がこういうような状態になっておると思います。今はまだ倒産とかそういうことは余り聞きませんが、じわじわと、先ほどのいろんな給付金なんかの関係で、あるいはまた融資によってしばらくは長らえると思いますが、いずれそういう旅行ができないというんか、旅行をしたくないと

いう、そういう住民いうんか国民、あるいは世界中がそうではないかなと思いますけど、この影響がじわじわと出てくるのではないかなということと心配して、その際に企業と雇用の問題、これの影響がこれからも出てくるのではないかなと思います。

今日の報道、四国新聞によりますと、コロナ解雇いうんですか、その数字も出ておりましたけども、今のところは香川県は171人というようなことでございますけども、収入がない企業になりますと、人を雇ってはおけないという、何をいっても企業は人によって成り立っておりますので、収入がなくなると雇えないということが当然起こってくると思います。これから臨時議会を開いて、また国、県はいろいろな施策を行うと思いますけども、そういうのは十分に給付をいただけるように、そして今先ほど出ました10万円については97%を超える方がもう既に給付を受け取るということでございますけども、これもやっぱり100%を目指してご尽力いただきたいと思います。そして、かつてないような経済状況になってきますけども、私たちは生き方という、これもどういう生き方をするかということが、町民一人一人がどういう心がけで毎日を送っていかないかんのやろうかということにも通じると思います。

そこで、町長さんにお伺いしますが、こういう異常事態、非常事態、これがずっと続いていきますとなると、どういうふうな心がけで小豆島町民は過ごしたらいいかという、どういう心がけで、何かいい案がありましたらひとつ町民にお示しいただければ、町民はありがたいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 妙案があるかというのはなかなか見つからないところでございますが、新しい生活様式というのが国のほうで言われております。ぜひ、町民の皆様には、新しい生活様式を十分に理解した上で取り組んでいただけたらと思っております。

また、先ほど参事も申し上げましたが、私も申し上げましたが、追加支援策を今現在検討しておりますので、そういった中で必要なところに必要な支給ができるようなことを今現在検討しておりますので、そのあたりも含めて雇用の継続も、小豆島町が持続化給付金を、まず事業規模プラス雇用者数に応じて、支出自体はまさにその事業継続、雇用の確保という点がございまして、そういった取り組みをしております。今後も、そういった取り組みを続けていきますとともに、皆様方には、新しい生活様式を十分に理解した上で生活をしていただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 新型コロナの関連がたくさん質問が出ておりますので、詳しく



皆さんからお話が聞けると思いますので、私は以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は、3点について町長、教育長のお考えを伺いたいと思います。

まず最初に、3財団のこれからについてということで、新型コロナウイルスによる観光業界に及ぼすダメージははかり知れないものとなっていると思います。町がかかわっている3財団はまさしく島の観光業界に大きな存在であると考えます。

そこで、各施設におけるこれからの課題について伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、新型コロナウイルス感染拡大に伴い甚大な影響を受けている観光施設3財団へのこれからの課題についてご質問をいただきました。まず、私が3財団の理事長を兼ねておりますことから、共通の課題についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町では町民はもとより観光客及び施設職員の健康と安全に配慮し、4月13日からのオートキャンプ場2カ所の臨時休業を皮切りに、観光施設3財団においても4月16日から5月31日まで全面休業し、宿泊施設及び映画村につきましては、引き続き6月18日まで休業を継続している状況でございます。本来なら多くの観光客でにぎわうはずのこの時期に、売り上げが大幅に減少してしまうという重大な危機の中、まずは感染防止対策を徹底し、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むことは3財団共通の課題でございます。雇用調整助成金を初めとした国、県の給付金の活用はもちろんのこと、特別融資制度の活用も視野に入れながら、手元流動性資金の確保を行ってまいります。また、今後の小豆島の持続的な観光振興にもつながるよう、各施設において旅行者の満足度を高める取り組みを講じていくことが重要であります。

なお、観光施設3財団の個別の課題につきましては、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私からは岬の分教場保存会及び小豆島ふるさと村に係る現在の経営状況、今後の課題と方策につきまして答弁をいたします。

まず、岬の分教場保存会ですが、二十四の瞳映画村の入場者数は、2月については前年

比で1.5割減でありましたが、3月には5割減となり、4月、5月については10割近い減少となり、売り上げもほぼゼロという大変厳しい状況でございます。今後は、飲食店、売店、イベントにおいて新型コロナ感染防止対策を徹底し、観光客の皆様に安心して来ていただける環境づくりを進めてまいります。また、アフターコロナを見据え、屋外でのアクティビティーや自然との触れ合いが見直されるなど、観光のスタイルが大きく変化すると予想されることから、映画村におきましてもそのロケーションを生かし、村内の景観散策を含め、屋外で十分楽しめる施設であることをPRしてまいります。

次に、小豆島ふるさと村についてですが、2月の売上状況については前年比で2割減でありましたが、3月には5割減となり、4月及び5月については、収益性の高い宿泊施設の休業の影響もあり、前年比9割減といった非常に厳しい状況であります。営業を再開してもすぐには客足が戻らないことが予想され、固定費の負担が重くのしかかっています。これからの宿泊施設のスタイルは、衛生管理と3密回避が重要となります。衛生管理としては、管内施設及びレンタル用備品の除菌対応、スタッフやお客様の健康面の確認を主に行い、3密回避としてはお客様とスタッフ、お客様同士の視点で3密が発生しづらい環境づくりにこだわるなど、各部門においてサービスを進化させてまいります。

今後の観光客の新たなニーズを考えると、できれば家族やグループなど自分たちだけでゆっくりしたい、ほかの観光客やスタッフとの接触時間を減らしたいというニーズに対応するサービスが重要になると思われれます。また、施設面では、ファミリーロッジやオートキャビンのような宿泊施設が好まれると予想されることから、宿泊施設自体の満足度が高まるよう、施設整備を進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 次に、私からはオリーブ公園の課題と今後の方策についてご答弁いたします。

オリーブ公園は、収益が好調であった昨年度から一転、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い休園の措置を余儀なくされ、そのダメージははかり知れません。売上状況については、2月までは昨年度とほぼ同様に推移していましたが、3月は前年比で4割減、4月、5月に至っては9割から10割近い減少となっています。オリーブ公園は今年開園30周年を迎え、今年一年を通してさまざまな記念事業の実施を計画していましたが、春先から計画していたイベントについては実施できず、今後についても見通しが立たない状況となっています。また、本来であれば、夏から収穫時期の秋にかけて多くの観光客を迎え入れますが、本来のにぎわいを取り戻すにはかなりの時間を要し、特にインバウンドの回復は先が

見えない状況でございます。その対策として、香川県内をはじめ、近隣からの観光客の方に気楽にお越しいただくため、公園内での体験メニューなどの充実を図り、さらにふるさと納税サイトや自社サイトによる通信販売を強化し、オリーブの魅力のさらなる情報発信に努め、収益向上につなげたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） ダメージは大きいというふうなことを認識しました。

それぞれの3財団においては、職員の雇用体系がいろいろあったと思います。その辺はどういうふうな処置を行っているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 安井議員の質問にお答えをいたします。

まず、岬の分教場保存会、それから小豆島ふるさと村におきまして、細かいパートであるとか常勤という数字は捉まえてないんですけれども、新型コロナウイルスの影響によって退職した職員というのは基本的にはいないというふうに聞いております。また、4月以降、雇用調整助成金を行っておりますけれども、給料についても全額支給しておることでございます。私からは以上です。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（真砂智規君） 私のほうからは、オリーブ公園のほうを答弁いたします。

オリーブ公園は、休業期間中でもオリーブの栽培管理や施設の通常管理は必要であり、50人余りの職員のうちの約2割程度の職員は通常どおり勤務し、それ以外の売店、レストラン部門の職員の方については4月16日から自宅待機をしているところでございます。なお、休業対象職員の休業手当に関しましては、国の雇用調整助成金を活用し、全額支給しているところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） そうすると、雇用実績がない方についても、ある程度同じような形での給与体系というふうに考えとったらええんですか。その辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 岬の分教場保存会及びふるさと村につきまして、パートを除く一般職員につきましては休業しておる状況ではございますが、給料については全額支給ということで支給をしております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） パートというのは、どういうふうな形態の職業になるんですかね。ふるさと村やったらどういうふうな職種がパートに当たるのか、まあ言うたら食事を配膳する人的な女の人などはそういうふうな分野に当たるのか、また送迎とかそういうふうな部分に関してもその分はパートの分に当たるのか、その辺はどんなんですか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） パートの扱いということでございますけれども、ちょっと細かいところは存じ上げないんですが、週に例えば25時間以内という形で、1日当たり7時間とかいう勤務ではなく、もっと短い時間帯での対応ということでございますので、現在のところ休業しておる状況でございますので、パートについては給料の支給がないというふうに確認しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） まあ言うたら、パートの方が宿泊関係なりの人たちの対応をしてもらうというふうなところで、一番大切なところかなと思うんです。その辺もある程度対応できるのかな、対応してもらわんといかんのかなと思います。フリーランスの職員というふうになると、また持続化給付金、そういうふうな部分に関して国のほうでも考えていくというふうな話がちょくちょく出てきておりますが、その辺はそういうふうな対応がとれるのかどうか、その辺はどうなんですかね。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 先ほどの答弁で申し上げましたように、追加支援策の中で検討中でございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 十分検討してもらいたいと思います。

3財団では、これからどういうふうな施設の計画とか、そういうふうな部分はどういうふうに考えているのか。私が聞いたかったのは、今小豆島ふるさと村のほうやったら建物自体がそろそろ考えんといかん時期、また休養地ですから周りにある関連施設なりも老朽化してきておるといふような中で、どういうふうな課題がそれぞれのところにあるのかなというふうな部分で聞いたかったんですけど、コロナ対策じゃなくて、そういうふうな部分を計画的に考えていかないと、島の観光の主要な事業が継続していけないのかなというのがありまして、その辺はどういうふうにご検討おられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（松尾俊男君） 3財団のうちの2財団について、私は副理事長という立場にありますので、そのほうからお答えをしたいと思います。

ふるさと村につきましては、三、四年前に懇談会といったような形で、ふるさと村の抱えるソフト、ハード面の課題の洗い出しをした経緯がございます。そのときは、安井議員もそのメンバーであったかと思いますが、実は今年度から新たな組織をつくって、ハード、ソフトの両面の課題をもう一度洗い出して対応を図っていこうということにしておりますが、若干取り組みが遅れている状況でございます。前に出された課題の中では、もちろん国民宿舎本館の老朽化、特に今バリアフリーが必要になっておる関係の中で、スロープだけがあって2階へ行くと。エレベーターがないとか、あとはもちろん老朽化の問題がございます。それから、プールが相当年数がたっておりまして、これを今後どのようにしていくのか、そういったようなハード面の課題が問題提起されておりますので、そういったものには今後そういった組織をつくって、プロジェクトチームになるかどうかわかりませんが、前回の懇談会よりはもう一歩進んだ形で検討をしていきたいというふうに考えております。ソフト面につきましては、いろんな課題が出された中で、ふるさと村職員提案で夏祭りを開催したいであるとか、一步一步改善に取り組んでいるところでございます。

それから、オリーブ公園につきましては、まだ施設本体自体は記念館もそれほどの老朽化は見られませんし、これまでも屋根の改修であるとか、ハード面の改修を行っております。今現在、予定して考えておりますのは、オリベックスも27年ぐらいが経過しておりまして、今回内装のリニューアルをしたらどうかということで、今検討を進めているところでございます。ただ、時代の要請に適用した施設となるよう検討を進めていきたいといったことと、もちろんソフト面につきましては早急に対応できるものは対応していきたいと。具体的なことは今ここで申し上げることはできませんが、そういった体制で今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） ふるさと村におきましては、私どもの自治会とふるさと村が一緒になって桜を植えたりとか、そういうような桜時分にはその辺の環境整備みたいなものをやったりというふうなことで、地域と一緒にやっております。その辺をいろいろ考えて、継続できるような形でやってもらいたいと思います。

続きまして、学校における急な予算措置の対応についてということで、町長、教育長に伺いたいと思います。

教育予算には、ある程度の計画性を持って執行されていると考えます。しかしながら、教育現場では予算措置されていないところで思わぬ出費を強いられることが生まれてきます。大きな出費を伴う対処に、時間的余裕がある事案に対しては補正予算で対応されておりますが、そうでない緊急かつ小規模な事案では、現場としては困窮していると聞いております。そこで、行政としての対応はどのように行っているのか伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 安井議員の予算措置の対応についてのご質問に答弁いたします。

教育委員会におきましては、毎年8月に、学校等の各施設が要望する修繕箇所や備品について教育委員と現場を確認しております。ここで、翌年度予算要求の優先順位をつけています。また、毎年10月には、小豆島町PTA連絡協議会や小豆郡校長会からの予算陳情がございますので、これらを踏まえて当初予算要求を行い、適正な予算確保に努めております。

ご質問にあります年度途中において緊急を要する施設修繕や、備品の修理及び更新が必要になった場合には、その事案によって適切に対応しています。少額な修繕等につきましては、当初予算において経常的費用としての修繕料及び備品購入費を計上しておりますので、その予算の中で迅速に対応しております。また、児童・生徒の安全を脅かす校舎修繕やエアコンの故障などの対応につきましては、学校及び業者等と協議を行い、金額が大きい事案につきましては、安全確保等の対策を行った上で補正予算対応としています。

一方で、各学校においては、地域等で応援してくださる皆様に組織する教育後援会等がございます。この会費を活用して備品や消耗品を購入する場合もあり、ご支援に対しては感謝申し上げます。この会費は施設修繕等に使うべきではないと考えておりますが、各学校の経営方針に基づき、学習環境改善を図るために、学校の判断で有効に活用しているところです。過去に教育後援会等の予算で購入した備品等について、修理または更新が必要となった場合には、基本的には各学校において教育後援会等の予算で対応するようにしております。今後も、施設修繕につきましては、当然のことながら町費で対応するとともに、備品等の購入につきましては、その必要性や汎用性を検討し、各学校間に不公平が生じないように配慮しながら、町の予算による適切な対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 全部やってます、やってますですが、今までそういうふうな事

案があるからここで質問させてもらいよんです。卒業式の日には強風で窓ガラスが割れた、後援会のお金で対処してください、そういうふうな事案がありました。後で教育委員会のほうに言いますと、学校で対応したから後は知らないというふうな形であったと思います。今回、拡大コピーというふうな、それぞれの学校で持っているような備品、どこが調達したかもわからない、備品の調書のほうにも載っていない部分に関して、池田小学校のほうでそういうふうな分を教育後援会のほうで出してくれんかなというふうなことがありました。教育の現場で先生たちが必要とするものに関しては、ある程度行政のほうでやるのが当たり前かなと思っております。

以前、決算のときに予備費というのを、200万円やったと思うんですが、それを1千万円にしたらどうですかというふうな提案をさせていただきました。それで、今は予備費は1千万円になつとると思います。その予備費というのは、緊急に必要なときに対処できるような予算というふうに私は考えます。その辺は、町長としてもどういうふうに、予備費は使わんほうがいいというふうな、ずっと置いとくものかなというふうな、最近の決算状況では、国のほうから使った補助金をもらい過ぎで返すような分に予備費を使ったという経緯はあったと思いますが、ほとんど予備費がそのまま残つとるような予算になっておると思います。そういうふうな部分に関して、緊急的に有用なものに関しては予備費を使うというふうな、予備費を使うことは悪いことじゃないと思います。今、国会でも予備費を何に使うんやという、何に使うかわからんから予備費なんだと思いますけど、その辺はどういうふうにお考えかなと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から予備費についての考え方のご質問をいただいたところでございますが、予備費につきましては、当然安井議員がおっしゃるように、緊急な需要に対して支出すべきものと考えております。ただ、年度当初につきましては全体予算がございますので、そのあたりを当然流用とかもできますので、予備費充用と合わせて予算の流用というのは可能でございますから、年度当初は予備費を使わずに流用で過ごすということはあるとは思いますが、ただ、その内容によっては、年度当初に全く想定してないものが発生したときには、予備費を活用することも視野に入れているところでございます。先ほど来ありました学校関係につきましては、予備費を使うことも可能ではありましようけども、先ほど教育長が答弁したように、後援会費で購入したような備品につきましては、後援会費で修繕するというのが今までの既定の方針でございますので、ご理解いただけたらというふうに思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 先ほども言いましたように、拡大コピーというのはどっちが買ったかいうのがわからんようなものやったと思います。備品台帳には残っていないというふうに聞いておりますんで、その辺はどういうふうな管理ができとったんかなというように、ほかの学校に、独自に池田小学校だけに拡大コピーがあるんかなというふうにお伺いしたところ、全小学校にありますよというふうなことを聞きました。ということは、教育現場で必要な機器だと、備品だというふうに思います。その辺の対応なりも、行政のほうできちんとしてもらったらなど。後援会としては、その分と違う形で子供たちの教育現場を応援していくというふうな形でやっていくのが筋かなと思っておりますんで、その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今ご質問に答えました池田小学校の大型のプリンターにつきましては、備品台帳に載っていないイコール教育後援会で購入したものだと思っております。町で購入した備品についてはきちっと備品台帳に記載しておりますので、購入の経緯についてはそのようになると思います。

先ほども答弁いたしましたですが、基本的に教育後援会と、学校のいわゆる私費で購入した備品、消耗品については、これまでの進め方の中で学校が判断して、今回についても購入を進めたというふうに思っています。ですから、事前に例えば金額が大きいとか、いろいろな面を判断して教育委員会に相談があれば、その時点で教育委員会としても判断に入るんですけども、今回については後援会のほうで購入を決定して、その後に教育委員会に相談ということで、事後の相談ではなかなか難しい面もあると思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） それは、事後の相談ではなかったというふうに私は考えておりますが、後藤参事、どうですか。事後でしたっけ。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 安井議員からお話がある前に、池田小学校から故障したというお話がありました。それで、私どものほうで備品台帳を調べて、備品台帳に記載がないということで小学校にはお話をいたしました。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 後援会の分に関しては備品台帳には記載しないということですか、もともと。



○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 教育会費で購入した分については、町では備品台帳には記載いたしません。あくまでも町の公費で購入した分について、予算で購入したものについて備品台帳に記載するという原則でございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 拡大コピーみたいなものは、今度電子黒板とかそういうなんが出てくると、別に必要なくなってくるもんかなというふうには思っております。その辺も、学校サイドでそういうふうな教育機材などを計画的に、高松市やったらそういうふうな電子黒板というふうな分に対応しているというふう聞いておりますけど、そういうふうな計画があるんやったら、早目に言うたら二度手間にならんというふうなこともありますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、新型コロナ対策の事業者向け支援対策の検証について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスによる一連の事業者支援策が、国、県、町とされております。その中で、町単独の支援策が町の事業者にとっていかに合致しているものか検証作業を行うべきだと考えますが、どうするおつもりですか、お伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から新型コロナウイルス対策における事業者支援についてご質問をいただきました。

町独自の事業者支援の内容につきましては、さきの5月臨時会でご議決を賜りましたとおりであり、その執行状況につきましては浜口議員への答弁で申し上げたとおりでございます。安井議員のご質問の趣旨は、施策の検証作業を行い、支援の不十分な事業者に対し独自の支援策を講じ、事業の継続性を確保していくべきものと理解をしております。そのような中、住民の皆様の要望や他団体の対応状況などを確認し、検討したところ、飲食店をはじめ、個人事業主への新たな支援が必要であるというふうに考えておるところでございます。現在、国の2次補正予算において、地域創生臨時交付金が2兆円増額され、地方への配分方法が内閣府において検討されておる状況でございます。つきましては、今後も関係者の皆様のご意見に耳を傾け、他市町の動向も参考にしつつ、臨時交付金の本町への配分額が決定次第、飲食店への支援をはじめ、新たな個人事業主への対策を取りまとめ、町議会臨時会にご提案したいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） ご理解いただいております。

今回、町がやった分で県のうどん店による対策がありましたけど、島の観光客を相手にするところというたら、うどん店じゃない食事処が多々あります。そういうふうな部分もカバーしてもらわなかったら、島の実態というたら、香川県の本土というたらあれですけど、向こうのほうやったらうどん店がやたら多いというふうなこととちょっと事情が違うと思いますんで、その地域に合った実情を捉えた施策いうんが必要やと思います。その辺をよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

---

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私からは、新型コロナウイルスに伴う観光客減少対策はということ質問させていただきます。

先ほど浜口議員から気を使っていただきましたから、少しかぶった面もあるかもわかりませんが、政府は5月25日夜、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を、4月7日に7都府県を対象に発令してから49日間で全面解除した。完全なる日常を取り戻すにはかなりの時間を要すると語った。近県をまたぐ移動の自粛は6月1日から緩和されておりますが、18日までは北海道、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県との往来を引き続き避けるよう促しております。各都道府県内の観光振興は徐々に再開、6月19日から都道府県をまたぐものも認め、全国で自粛が続く観光や大規模イベントの開催、集団感染が発生した施設利用などについて、約3週間ごとに感染状況を確認して制限の緩和を進め、感染防止策の徹底を前提として、8月1日をめどに全面再開する方針を示しました。我が県は、国の方針を受け、県独自の感染警戒宣言を5月26日に解除し、今後の感染防止策を新たにし、3密、密閉、密集、密接の回避やマスクの着用など新しい生活様式の徹底を重ねて求めました。浜田知事は、第2波、第3波に備えた長丁場の取り組みが必要と述べ、外出自粛などを段階的に緩和していく方針を示しました。他県への移動は5月末までの自粛要請を継続、接客を伴う飲食店などの利用も、感染防止策が徹底されるまで控えるよう求めました。宣言解除に伴い、県独自の警戒水準は最も低い予防対策期へと移行しました。新型コロナウイルスの感染拡大以降、5月の大型連休を前に、今は来ないでくださいと自治体の首長が訴えたのは記憶に新しいことです。外出移動自粛は段階的に解除され、呼びかけられた人たちはすんなり地方に足を向けるものだろうか。自粛時こそかわりを維持、心の交流を働きかけたいということから、都市と農村、生産者と消費者との間で非接

触型の交流が行われ、成果を上げた例があります。

本町は、観光にいろんな面で各種業界が関係しています。特に、インバウンドの急激な回復増加は見込めないと思います。小豆島観光協会が中心となって対応を検討していると思いますが、都市を初め国内の人をどのようにして呼び込む考えか、町長にお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、インバウンド客の急激な回復が見込めない中、どのように国内客を呼び込むかという点についてご質問いただきました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府は海外に向けては入国制限を行い、国内に向けては外出自粛を要請した影響により旅行需要は激減し、地域のさまざまな産業に甚大な影響を与えていることはご承知のとおりでございます。森口議員のおっしゃるとおり、インバウンド客の急激な回復が見込めない中、国はコロナ収束にはまずは国内に向けた観光事業を喚起し、地域を活性化するため、G o T o キャンペーン事業に約1兆7千億円を計上いたしております。しかしながら、その実施時期等については不透明な状況でございます。現在、そのような状況を受けて、小豆島独自の誘客キャンペーンを打ち出すために、小豆島観光戦略会議や小豆島観光協会が中心となって検討を進めておるところでございます。しかしながら、観光業界全体の体力が大きく落ちていることから、自助努力だけでは限界がございますので、町といたしましては土庄町とも連携して、財政支援も含めて検討し、取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、中・長期的なアフターコロナの観光がどうなるかをまず考えておく必要がございます。

今後は、個人や少人数での旅行が主体、主流となるほか、3密を避けられる自然を生かした体験型観光が注目されると考えており、小豆島の海や山などの豊かな自然を生かした観光をPRしてまいりたいと考えておるところでございます。また、香川県内のほかに、小豆島に来ていただく内需拡大を促すことも重要だと考えております。このような時期だからこそ、県内の方に小豆島の魅力を再発見し、ゆっくり過ごしていただくよい機会になればと思っております。

なお、これからの取り組み内容につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私のほうからまず初めに新型コロナウイルス感染症収束後の官民一体型の消費喚起、G o T o トラベルキャンペーンにつきまして説明させていただきます。

G o T o トラベルキャンペーンは、旅行業者経由で旅行商品を購入した方を対象に、旅行代金の最大5割程度のクーポンを付与するものです。これにより国内旅行が増えることが予想されており、早期の実施を期待するところです。

次に、香川県は県内観光を後押しするため、県独自の観光キャンペーンを始めます。この事業は、6月19日から7月末までの期間、県民が県内の宿泊施設で宿泊した場合、1人1泊補助率50%で、1万円を上限に補助する内容となっています。こうした観光キャンペーンが、観光施設の豊かな小豆島にとって県民に向けた観光PRの絶好のチャンスであると捉えています。今は、新型コロナウイルス感染拡大防止と観光との両立に配慮しつつ、まずは県内から、そして中四国へと少しずつ交流エリアを広げて、観光事業の回復につながるよう県と連携して取り組んでまいります。

最後に、町長も申しあげましたとおり、日本遺産の認定を受けた名勝寒霞溪の景観や、小豆島八十八カ所霊場をめぐる島遍路をはじめ、観光客でも楽しめる山歩きルート、またSUPなどは、小豆島の自然を生かした観光スタイルとして、アフターコロナを考える上で鍵になるものと考えています。これらの観光資源が訪れる観光客にとってより気軽に楽しめるよう、SNSなどを活用して体験型観光の情報発信をより強化するとともに、各種の観光キャンペーンと連動させながら、小豆島の豊かな自然、歴史的文化、人の温かさに触れる観光を積極的にPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） ここへ来て新聞、先ほど課長のほうから答弁いただきました。これは新聞報道でいろいろ活発になった状況かなということで、国が2次補正の中で先ほどG o T o キャンペーンという、これを打ち出した、その様子を見ながら島も動くかなという感じがありました。10年前に、同じように観光客に来てもらうために、島内に来たら帰りの船賃はただやと、宿泊した場合、こういうようなキャンペーンがありました。こういうようなのとよく似たところかなという感じがするんですが、県の事業、国のほうはそれ以上に新聞を見てますとかなり範囲が広い。ものすごく人に動いてほしいなという思いが伝わってくるわけです。そういうことで、これはかなり期待したいなと。ただ、これに乗り遅れないように取り組んでほしいなと、こういう思いでございます。

先ほど私が質問した中で、心の交流ということは少し例という話はしてないんですが、少しここでさせていただきます。

これは新聞を見て記事を見てのことなんですが、農山漁村の活性化にとって、外から人

を呼び込むというようなことは大変重要な政策手法だということで出ておりました。これには、温泉、農業体験、農家民泊、グリーンツーリズム、近年の訪日外国人、インバウンド、それから田園回帰、半農半X、これは半自給的農業と好きなこと、これをミックスしたというような意味らしいんですが、2つの地域で生活しながら、3月議会でも質問しましたが、関係人口が絡んでくるような取り組みだということで、こういうことでいろいろやっております。こういうようなことによって、いろいろ他地域に住んでいながら、農村あるいは他の観光地の応援をしたいという意味合いがあったと思うんですが、これが岐阜県の飛騨牛、これはブランドの牛肉ですが、これは牛は日々だんだん大きくなっていく。当然販売しなければせっかく生産したのが無駄になってしまうという意味合いから、今はやりの購入型のクラウドファンディングということに取り組んで、予想以上に早く、予想しておいた10倍以上の成果を得たと、こういう例もあります。また、広島県のほうではイチゴ狩り体験、これについて動画でPRしておると。これによって、人に関心を持ってもらうと。今日もありましたけども、動画で移住者希望、興味ある人に見てもらおうと、こういうようなことと同じだと思うんですが、今のSNSを上手に利用して交流を深めていくと、これがこういうコロナの収束はなかなか難しいと思うんですが、いずれは一旦そこへ行ってみようというような動きになってくるのかなという思いがあります。このあたり町長、担当課長にしようか。どちらか、どう思われますか。こういう例があるんで、小豆島もいろんな企画をしているといいながら、こういう例も参考に検討したらどうですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 他団体を参考にしているということでございます。私も先ほど申しましたが、オンラインでの移住相談などもその一つだと思っております。そういった中で、いかにして小豆島の魅力を発信していくか。それは動画配信なんかも当然必要やと思いますし、いろんな取り組みがあると思います。ただ、受け皿のほうも、農業体験であれば農業者の方と十分に相談させていただかないとなかなか難しい面もございますので、その点も十分にさせていただいて、取り組めるものは取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 取り組んでいけるところは取り組んでいくということを感じております。

くどいようですが、私自身は待っていてはなかなか人は来てくれない。これは余談にな

りますが、こういう問題が起きる前に、実は10年ぐらい前だと思うんですが、八丈島のほうへ委員会で視察に行きました。そのときは浜口議員も一緒だったんですが、浜口議員の知り合いの方との関係、そういうなんで水道の施設の視察に行っ、そして八丈島の観光施設も見ながら帰ってきたわけですが、そのときに最初の、日本で初めての観光地に近いような状態で多分なったところだと思うんですが、ここが余りにも寂れておったと。これはやっぱり観光地としては大変な、そういうことに携わってる人にとっては大変なことだなあという思いを今でも覚えておるんですが、島の場合は観光客が来なかったら、観光関係に携わっておる人は相当おります。いろんな、単純に土産物じゃなくて、今日も出ましたけど、交通機関にも影響が出ますし、そういうふうな意味で、よそより先に何とか頑張っしてほしいなという思いでこれを取り上げました。そういうことで、今後乗り遅れないことを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは、3問質問したいと思います。

最初に、戦争体験記の作成についてでございます。

今年は終戦75年になります。戦争だけはしてはならない、何とかしなくてはならないと思、質問を二度行います。

町は、戦争を風化させてはならないが、町民が盛り上がるのを待つ姿勢でとまっていると私は思います。このままいくと体験記はできません。まさに、風化すると思います。どこが立ち上がると盛り上がるかと捉えるのか、町民が盛り上がるとはどういうことか具体的に知りたいと思います。戦争の記憶は、当時家族を亡くした人や、戦地に行った人も亡くなって、少数になってます。大切に思っているなら、町から熱意ある呼びかけを強めることが必要だと思いますが。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から戦争体験記の作成についてご質問をいただきました。

森議員からは、一昨年と昨年とで同様の質問をいただき、町民の

中に戦争体験記を作成してほしいといった機運が高まれば検討していくと答弁をいたしたところでございます。今回のご質問において、町民が盛り上がることにに関して具体的にこのことではございますが、あくまでも町から呼びかけるのではなく、戦争体験記を作成すべきと思っている方みずからが牽引役となって、例えば町民有志や遺族会などへ熱意ある呼びかけを強め、その結果機運が高まるのが町民が盛り上がることでありと認識をしておるところでございます。当然ながら、恒久平和を願う思いは私も森議員と同様でございます。ご質問のとおり、今年には戦後75年に当たります。これまでの答弁と同様になります。作成に当たっては、先ほど申し述べました機運が高まり、町民が盛り上がる状況となりましたら、町といたしましても何らかの支援を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 盛り上がるとはどういうことか、僕もこれをせないかと一生懸命思いますけど、どういう対策、どの課になるんでしょうか、これはほんだから。町がするとしたら。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） どの課ということは、役場の通常の業務ではございませんのでありませんけれども、例えば要望とかいうことになれば総務課のほうが窓口となってお受けするようなことになろうかと思えます。先ほどもどういったことが盛り上がりかというようなことではございますけれども、例えば土庄で以前作成したということで、森議員が以前のご質問の中でおっしゃってたかと思えます。土庄町のほうでは、遺族会のほうから町のほうへ強い要望があったというふうには聞いております。それに対して町が支援したというように聞いておりますので、町民の中で、例えば森議員さんなどが中心となってそういう活動をされるのがまずは重要なことではないかと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 終戦からもう75年も、ですから僕は今せつちちになったつもりは全然ないんです。遅いぐらいだと思えますけど、僕も責任がないとは一切言ってません。あの戦争で日本人が310万人亡くなったと聞いてます。戦争だけはしてはならないからということで、小豆島高校が以前こっちのときに、ドイツのアウシュビッツに行かれました。僕はアウシュビッツの意味がわからなかったんですけど、焼き尽くすという意味だそうでございます。当時僕も若かったんで、「アンネの日記」というものの映画も見た記憶がございます。また、この瀬戸内海も機雷が物すごくあって、それを先輩たちがドカン

と何とか工夫して鉄を通して爆発させて、瀬戸内海が人が通れるようになったということも聞いております。そういった意味でいうと、確かに今言われるように先輩たちが惹起していかないかん、だけど組織がないと僕は思いますんで、平和を求めるのはみんなの問題なんですから、今言いよったように、総務になるんだろーと思いますけど、相談に乗ってほしいというふうに思いますけど、どうですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） ご相談についてはどういったご要件でも、いつでもお受けいたしますので、またございましたら来ていただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 僕も思ってるんですけど、あの戦争を体験した人にやっぱり書いてもらうのも一つやと思いますし、特に仏教なんかは不殺生というのが新聞にも載っていましたが、殺生と言われるような方にも協力してほしいというふうに思ってます。今のを聞いたら、極端に言うたらおまえ頑張れということに聞こえてますんで、そのように一緒に頑張りたいと思います。

次に入ります。

小学校の統合についてでございます。随分昔から課題になっている小学校の統合についてお聞きいたします。

私も最近まで反対でしたので、元議員に聞きました。すると、君が小学校1年生のとき何人安田小学校に入っとなだと聞かれました。88人でしたと言うと、今の小学校は全員で100人くらいだ。子供のことを考えてないんじゃないかと随分厳しく言われました。平成29年5月、当時小豆島町の教育大綱の説明があり、大勢で集まってもらうのは今回限りという説明がございました。大綱の趣旨、期間、教育目標、幼・保・小・中・高の一貫教育の推進、ぬくもりと希望のまちづくりの提案でございました。対象期間は、平成29年から平成33年までの5年間となっていました。教育環境の取り組みの中には、小豆島高校の跡地への移転の推進もありました。当時、地元の方の意見を随分聞いたと思います。今回急に、期間も決めずに合併しないというのは住民無視だというふうに思います。あれは済んだこっちゃということで済まないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員の小学校統合についての質問にお答えをいたします。

小学校再編を含むこれからの学校のあり方につきましては、昨年7月に教育民生常任委員会及び第19回総合教育会議を開催し、統合ありきではなく、小豆島の宝である子供たち



がどういった環境で教育を受けるべきかという原点に立ち戻ってじっくりと検討していきたい、教育大綱は総合教育会議で検討するとご説明を申し上げました。さらに、9月及び12月の議会の一般質問でも、教育大綱の見直しについては総合教育会議で検討し、必要に応じて教育民生常任委員会の皆様にもご意見をお伺いしたいと答弁したところでございます。その後、本年2月5日に開催いたしました第20回小豆島町総合教育会議におきまして、小豆島町教育大綱に規定されておりました学校等の適正配置を、望ましい教育のあり方を検討すると修正したところでございます。急に期間を決めずに統合しないというのは住民無視だのご意見でございますが、県立の特別支援学校が池田小学校に併設されること、グローバル化、AIの普及やスマホゲーム依存など、児童・生徒を取り巻く環境は急速に変化をしております。

このような社会状況の中を生き抜ける人間に育てるためには、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、必要な学習内容や資質、能力をどのような教育環境で身につけさせるのかを明確にする必要があるということで、統合につきましてもしないと決めたわけではございませんし、じっくりと検討しなければならないと考えておるところでございます。このような状況ですが、各小学校につきましても施設が老朽化していることから、少しでも快適な環境を確保するため、昨年度はイングリッシュルームの整備、苗羽小学校のトイレ改修を実施しており、今年度は各小学校のエアコンの増設、星城小学校のトイレ改修を実施いたしたいと思っております。また、本議会では、安田小学校のトイレ改修、GIGAスクール構想に伴う校内ネットワーク整備及び1人1台端末の購入費を補正予算計上させていただいているところでございます。子供たちにとって望ましい教育のあり方については、住民の皆様、議員の皆様と一緒に考えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） この質問をしながらも、物事に絶対はないというふうに思っております。ですから、俺が正しいとかいうようなことを言ってるつもりはございません。しかし、この統合問題も随分といろいろな地区に集まってもらって、人の意見を聞いたと思うんですね。僕もそのときずっと数えよったんですけど、ある地域では1%にも満たない地元の参加者、もちろん町の職員さんはそれにプラス行っておりましたけど、そういうことであると、民主主義的じゃないというふうに僕も思っていますので、その辺のところ僕が思うのはアンケートをとると。僕が聞いたのは、苗羽小学校が複式学級にならへんかなという心配しよる人もおりますので、アンケートをとったり、いろいろ工夫する必

要があるんじゃないかと。複式学級というのは、近年では起こらないんですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 現時点での小学校の児童数の見込みですけれども、令和7年度で苗羽小学校の児童数が八十数名になると記憶しています。3月までの集計で、新しい最新のデータはまだ把握できておりません。複式学級につきましては、全校生が70人、60人、そういう規模になれば2学年で15人になれば複式学級になりますので、当然その学校の中のひつついた学年の児童数によります。ですから、2学年、2年生と3年生が7人、7人とか、そういうことになれば2、3年生が複式というふうになります。現時点で何年度に複式になるかということはまだ想定できておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 以前星城幼稚園へ行ったときに見学、議員も行きますね。そのときに、物すごく先生と生徒さんが仲がええんで、これはすごいなあと。やっぱり、先生は偉そうにせんし、子供は懐いてくるということ、今ある人がグローバルにみんなが勉強する時代になってしもうとんの、先生と生徒が仲ようだけではいかんのと違いますかと、逆に言われました。そういうイメージでいうと、世界的ないろんな、この人たちが勉強する、土庄がええとは言いませんけど、そういう学校の人数が多いというものも参考にせないかんんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） そのあたりというんですかね。小規模校のよさというのも当然ございますし、隣の土庄小学校でいいますと各学年が3学級の学校になってます。本町の場合は4小学校あって、全ての学年が1学級ということでございます。当然、小規模校、例えば全校生が100人とか90人になっても、小規模校のよさというのはございます。そのあたりを、今後の児童数の推移等を見ながら、今回町長が申し上げましたように、子供たちに、小規模校がいいか中規模校、大きい学校がいいか、これはどちらも正解いうことはないと思います。与えられた学校施設の環境の中で、最善の子供たちの教育をしていくというのが教育委員会の務めだと考えています。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 僕も含めて、みんなの声がどう届くかということが大問題だというふうに思いますんで、アンケートなんかはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） このアンケートについても、とるというのも一つの選択肢だと

は思います。ただ、どれだけの方のアンケートの回収率になるのか、その回収率で例えば過半数を超えればそれが町民の方の意見として統合をするのかしないのかということは、なかなかそぐわない問題だとは考えてます。ですから、そういう中で個別に保護者、地域の方、学校の教職員等、これまでも十分意見を聞いてきておりますけれども、本町の各小学校はかなり施設も古いということも踏まえまして、今後そのあたり、先ほど町長も申し上げましたけど、これからの子供たちにとって望ましい教育のあり方について、意見も聞きながらやりたいと思います。アンケートについては一つの選択肢だと思いますけど、慎重に考えたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 子供たちの将来がかかっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に入りたいと思います。

災害対策基本法についてでございます。昭和36年に成立した災害対策基本法というのは、大きな災害ごとに改正されております。58回改正されました。第50回目の改正は、東日本大震災でした。平成23年3月11日午後2時46分、マグニチュード9という我が国で観測史上最大の地震でございました。土庄町の大師市の新聞には、人間の歴史は災害の歴史と書かれていました。最近南海トラフが起こる可能性が言われてますが、資料に最大クラスの津波が来たときの高さ、これは香川県なんですけど、53漁港の資料で伊吹漁港、3メートル70センチ、内海港は2番目で3メートル40センチの高さで、池田港と土庄の王子前漁港は3メートルで5番目の高さでございます。池田町との合併前のあの高潮の被害、台風16号、18号は、内海町が潰れるのではないかとものすごいものでした。マルキン醤油のあの辺もすごかったですね。私は、法律を知らずに東部地区労と一緒にあって、1年2カ月かけて1,007枚の写真を撮り、旧内海町、香川県、国にも行きました。資料提出で、実費で作成しました。塩水が入ってきた場所に逆止弁をつける必要性を強調しました。カラーのコピーが当時50円の時代でした。この仕上がった資料はすごいページになったんですけど、町は1枚100円要求されたのを覚えています。当時の資料を見ると、その資料なんですけど、人間が宇宙に行く時代に、高潮に負けてしまうということの不満がございました。しかし、私は町に文句を言っているのではございません。自助、共助、公助と言われますが、共助が一番と思っています。42条の2には、わざわざこの公助をのけて、自助、共助による自発的な防災活動の提案がございます。また、災害の定義の見直しとして、年間1,000件発生している崖崩れ、地すべり、土石流、この3種類に分けられた平成

12年から21年、10年間の表がつけられました。また後でお渡しします。土石流を見ると、一番多いのは長野県の156回、土石流でございます。2番目が鹿児島県で121回、3番目が香川県で111回、3番目かと簡単に思っていました、ある人に面積で割ってもらいますと、長野や鹿児島県よりも4倍も多く発生していることを知り、災害に対する教育の強化、共助の体制づくりの必要な地域だと、この小豆島は、そう思いました。小豆島町の自主防災の組織率は100%なんだといつも答弁がありました。全体を集めた講演会は、しかし一度もございません。この法律42条の2項の解説には、その地域特有な防災問題の調査研究が必要となっています。町は、その地域の災害の歴史を一番よく知っているはずで、私の地域では、今年9月に11回目の避難訓練を計画しています。現実的に捉え、山津波を想定した訓練を考えています。町からの講師を出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、綾川町が今守る行動実践を具体的にしました。住民らが命を守るための行動を実践することを促しています。予想される最大雨量が、旧基準100年に一度のレベルから1,000年に一度のレベルに変更され、新基準に合わせたものでございます。先日、綾川町に電話をして実態を聞きまされたけれども、小豆島の実態も知りたいとのことでした。人間の歴史は災害の歴史というのは正しい捉え方だと思います。みんなの問題でございます。町の決意を聞きたいと思ひます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から災害に対する町の決意をとのご質問をいただきました。

本年3月議会の大川議員からの危機管理体制の強化とはどういうというご質問に答弁させていただいたとおり、私は町長就任以来、防災・減災対策をはじめとする危機管理は、基礎自治体である町においては極めて重要な課題と位置づけ、ハード、ソフト両面にわたる対策を講じていく必要があると認識しており、その思いを形とするものとして、5月1日からの機構改革にあわせまして総務課内に危機管理室を新たに設置することといたしました。ここ30年以内に80%の確率で発生すると言われていた南海地震をはじめとする自然災害や火災への対応、また新型コロナウイルス対策や交通安全対策等あらゆる災害から町民の命、人体及び財産を守るため邁進していく所存でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 森議員からのご質問にお答えいたします。

まず、平成12年から21年の10年間の土砂災害の発生状況について森議員のほうからご説明がございました。香川県では土石流の発生が111件、全国3位ということでございました。この土石流111件につきましては、全てが高潮災害のありました平成16年、この時期に集中しております。高潮の発生しました8月の台風15号、16号でございますけれども、実際にこの土石流が発生しましたのは、9月から10月にかけて発生しました台風21号と23号の影響によるものでございます。幸いにも、小豆島町での発生はございません。

次に、町全体での講演会をというお話でございました。昨年度5月15日に開催いたしました小豆島町防災会議の際には、香川県の危機管理課防災指導官の松村先生をお迎えして、南海トラフ地震等に備えてと題しての講演会を開催しております。また7月28日には、坂手地区で実施しました防災訓練の際に、香川県危機管理課課長補佐の織田先生にご講演をいただいております。森議員ご指摘の全体を集めての講演会とは少しイメージが違うのかもわかりませんが、機会を捉えて多くの皆様に参加していただける講演会を実施したいと心がけたいと思っております。また、各地区で実施いただいております避難訓練、森議員が中心となって木庄地区では非常に活発にいただいております。そういった際への講師の派遣につきましては、ご要請いただきましたら町の職員、また県の職員など講師の依頼をすることも可能でございますので、またご相談いただけたらと思います。

最後に、綾川町の命を守る行動実践についてでございます。

これは、平成27年の水防法の改正によりまして、指定された河川について想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定するという事になったことに伴いまして、香川県のほうが綾川町を流れる本津川、それから綾川、この2河川の洪水浸水想定区域図を更新しましたので、綾川町がそれにあわせてハザードマップを更新したというふうに聞いております。また、1,000年に一度の確率とは、算出した雨量が大半の河川で年超過確率1000分の1程度の雨量を上回るということになるということでございまして、綾川町の想定最大規模の24時間雨量は696ミリと聞いております。なお、本町におきましては、該当する河川がございませんので洪水浸水想定区域は指定されておられませんけれども、避難所の変更、また在庫数が減ってきておりますので、平成26年に作成しました津波と土砂災害のハザードマップにつきましては、当初予算でもご説明しましたけれども、今年度更新をして全戸配布をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） これは、避難所の運営は一般財団法人とかいろんな宝くじの関係

で出しとるのが町にあったんですけど、この中に老人の方、障害者の方、妊婦の方、これを先に助けないかんみたいに書いとると思うんですけど、これは把握というのは何歳以上とかいうのはわかるんでしょうか。老人の方、障害者の方、妊婦の方、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） そういう要支援の要る、避難をしなければならない方ということについては、名簿を作成して各自治会のほうに避難を誘導していただけるようにリストをお渡ししております。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 先ほど言った10年間というのは、実は49年、51年の大災害は入ってませんからね。ですから、土質が火山岩とかれき岩とかかたいんじゃないかと、この近くは割とやわらかい土が山にいっぱいあります。だから、それが落ちてくると大変なことになるんですけど、このハザードマップというのは今までのをそのまま使うんでしょうか、それを聞きたいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 今回更新しますハザードマップは平成26年度に作成したものでございまして、これは県のほうがそういった被害想定をしておりますので、それを小豆島町の部分を取り出して各地区に分けてつくるものでございますので、その間で県のほうのデータが変わっておりませんので、同様なものとなろうかと思えます。森議員がおっしゃいましたように、小豆島町の土質は非常に危険ということでございます。49災、51災以降ということで、これまで幸いにも大きな被害がないのは、例えば砂防ダムでありますとか、これまでの災害対策、防災対策ができてきた結果ではなかろうかと思っております。ただ、これに安心することなく、防災対策につきましては今後とも気をつけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） これで終わりますが、昭和49年の大災害のときにものすごいことになって、僕の近所のおばちゃんも1人亡くなったんですけど、200年に一遍の雨やと言われてました。よう似たんが51年に来よるから、また来よるがいうてびっくりしたんですけど、いいや、前に200年に一遍と言いつたがいと。考えると、前の200年に一遍のものがあって、昭和51年、次の200年に一遍のが降ったら、これは来るなと思うたら本当に来たんですけど、そういった意味では用心にこしたことはないと思いますので、特にハザードマップ半径とか、僕が言いたいのは自主防災というけども、その人たちが台風が来てもほ

とんど興味を示さないんですね、名前だけいっぱいあって。そういうことで、町のそういう人たちの意識を高めていただきたいというふうに思っています。以上でございます。

---

○議長（谷 康男君） 柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 1問だけですけれども、よろしく願いいたします。

私のほうから、複合災害、今新型コロナウイルス感染症と自然災害に向けての対策ということでお聞きいたします。自然災害に関しては、先ほど今も森議員からの話があったり、課長からの説明もありましたので、しっかりと防災・減災は町の課題であるとも町長も言われましたので、引き続きの取り組みをお願いをしたいと思います。

今回は、今コロナ問題で緊急事態宣言は解除にはなっておりますけれども、まだまだ油断することはできません。それと、今はもう大分緩んできましたので、いろんな方が今県外の方とかも増えてますので、コロナの危機はまだまだ油断ならないとは思っております。こういうときに複合災害が発生になると危惧しております。新型コロナウイルスが収束しないうちに自然災害が起これば、避難所での3密、密閉、密集、密接は避けられず、感染爆発につながります。本町としても、複合災害に向け徹底した健康管理と、3密を避けるための対策が必要ではないでしょうか。

1つ目には、避難所においては、今ある避難所が指定されとんがありますけれども、それ以外での公共施設とかの指定の追加、それから例えば以前に指定避難所の体育館であるところに空調設備がないと質問したときに、できれば学校の空き教室を使ってみるのも考えとるというふうな返事、答弁も以前にはありましたけれども、そういう追加の指定をするところも必要じゃないかと思えます。

それと、健康状態のチェックカード、これは自分が持病を持ってるとか、今体調がどうであるとか、そういう簡単なあれですけれども、毎日熱をはかっているのを持ってるとか、薬の情報とか、そういうのをチェックカードを持ってる方もおいで、私らもきちっと持ってますけれども、そういうような方をそれも利用をしていく。それから、駐車場内での車中泊、いろんなエコノミー症候群が出るとかいろいろありますけれども、できるかどうかという、それとか避難所でのテントとか間仕切りの設置など、こういうことも考えていく必要があると思えます。

それと、備品についても、マスクと消毒液、体温計、使い捨ての手袋とかビニール袋など、感染対策用品を充実させることが必要じゃないかと考えております。ボランティアについても、災害が昔、今の49年、51年のときもそうですけれども、ボランティアの方もあり

ました。それからの災害がいろんなところで起き、ボランティアの方がいろいろ活躍をしておりますけれども、そういうような人は、もしこういうことになるとなかなか集まってもらえない。地元でも、地域に被害がなかったらそこへ応援しに行くということはありますけれども、そういう密閉状態になることは避けなければならない。それにはどうすべきかということも問題があります。特に、コロナ禍での避難所生活での新たな決まり、注意点などをまとめて早期に住民に周知することが一番重要であると考えております。もう既に、複合災害の対策に取り組んでいる自治体は数多くあります。特に、梅雨に入って大雨があつたりとか、特に台風シーズンが近づいてまいりますので、6月に入ってから、マスコミの報道でもありますように、いろんなところで取り組みも増えております。香川県内においても、いろんなところで感染症対策も含めて取り組みが行われております。国のほうでも、4月1日に避難所における新型コロナウイルスへの対策指針というのを発表しております。そしてまた、この避難所に向けて設置するときの費用とかは、先月の5月28日に、内閣府はマスクや段ボールベッドなどの物資や資材を避難所に備蓄する際にかかる経費について、地方創生臨時交付金の活用ができると、こういうことを各都道府県に通達したということも言われておりますので、こういうことも踏まえて小豆島町はどういうふうに対策をしていくのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員から、複合災害に向けての小豆島町の対策についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症は収束したわけではございません。南海トラフ地震やこれから迎える出水期前に、複合災害が避けて通れない現実となる可能性があり、これまで以上に対策の強化が急務であると思っております。避難所開設時における対応、また感染症対策に必要な衛生用品や災害用物資の確保など、鋭意準備を進めているところでございます。先般、国において防災基本計画が改定され、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、備蓄するのが望ましい物資にマスクと消毒液が追加されるなど、感染症対策が明記されました。水害に関しましては、安全な場所にいれば避難の必要がない一方で、危険な場所にいる場合は早期に避難し、避難場所としては知人や親戚宅なども選択肢になる旨を周知することとされておりますから、これらに係る記事について、来月号の広報で町民の皆様にご周知してまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、例年実施しております町総合防災訓練につきましては、7月12日日曜日に三都地区での実施を予定しておりますが、現下の状況を踏まえ、規模を縮小して実施したい



と考えております。訓練では、公民館や各自治会集会所へ避難し、避難者に非接触式体温計による検温や、問診による健康チェックのほか、感染症対策として避難所内ではマスクの着用、過密対策としては間仕切り段ボールを設置するなど、複合災害への住まいを考慮した訓練内容にしたいというふうに考えておるところでございます。

これまであらゆる機会で申し上げましたように、自然災害への備えは自助、共助、公助が基本理念であります。まずは、みずからの命をみずからが守る防災意識を持ち、平時から地域における自主防災訓練の実施や防災リーダーの育成などを通じて、防災意識の高揚を図ることが何より大切でございます。その上で、新型コロナウイルス感染症に対しましても、基本的な感染防止対策を徹底することが重要でございます。町といたしましても、複合災害への備えに万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

避難所での感染症対策や備蓄品等の詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 先ほど町長からの答弁にもございましたように、自然災害は常日ごろからの備えが重要であり、感染症対策につきましても、これまで町長みずから放送などを通じてメッセージを発信してまいりましたとおり、手洗い、せきエチケット、マスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底が大切となっております。避難所の追加指定につきましては、現在指定避難所が庁舎を含めて各地区で19カ所、これからこれに加えまして自治会管理の集会所等の一時避難所、また小・中学校等の指定緊急避難場所がございます。例えば台風に伴いましてここ数年の避難状況を見てみますと、多い避難所でも十数名程度というようなことであって、過密な状況は回避できていると考えております。このことから、避難所に関しては充足していると認識をしております。もし体調がすぐれない方がいる場合には、別室を確保するとともに、速やかに保健師を巡回させ、議員ご提言の健康チェックカードを活用するなど、避難者の健康状態の把握に努めてまいります。感染症対策に係る備蓄品についてでございますけれども、マスク、消毒液につきましては、ここ数年の台風規模であれば一定数は確保できている状況でございます。ただ、新型コロナウイルスは長期化が予想されますことから、非接触式の体温計、間仕切り用の段ボール、災害用のエアマット等、複合災害への備えとしてさらなる備蓄品の充実を図ってまいります。また、昨年3月定例会で柴田議員からご質問のございました液体ミルクにつきましても、今年度購入して用意する予定としております。そのほか、飲料水など備蓄品

についても、同様に過不足ないようにしていきたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営につきましては、国、県等が作成しております指針を参考にして、町長が申しあげましたように、地域における防災訓練等を通じて感染症対策への意識の醸成を図るなど、複合災害への備えに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 国のほうは、そういう指針の分がいろいろと、QアンドAみたいなんでいろいろ、こういうときにはこうすればいいんじゃないかというふうなものも自治体のほうに、町とか、ここまで来てるかわかりませんが、国のほうでは出しておりますので、そういうふうなところも総務省からも出てるようなのもしっかりと見ていただいて、町民が安心して、小豆島町の場合は古い、49年、51年とありましたけれども、それ以降はそんなにひどいというのはなくて、つい最近の台風とかでもよかったなという、来るかと思って心配したけど、避けてくれてよかったなとかいう、町としてはですけども、そういうようなところもありましたから、たちまちに今も言われたように、避難所で大体10人前後というふうには言われてますから心配はないと思うんですけども、やっぱり備えはしとって、今言われたようにいざというときには備えが一番大事になってきますので、今回7月12日に町一本の防災訓練が縮小してもあると言われますけれども、今まででも訓練がありましたけど、地元の人しか行かなくて、余りよそから、町一本でも余り少ないような感じは受けております。だから、今回も縮小してするいうけれども、今いろいろの間仕切りとかそういうなのは、今本当に大事な防災訓練になると思うんですね。これをしっかりと住民に、一遍にはようけおられないかもしれないかもしれませんが、そういうのを三都だけでじゃなくてどこかでしたいところがあれば、また次々と防災、9月でもそういうふうな期間に入りますので、地域地域で防災訓練をしたいというところがあれば、ぜひ要望に応じていただきたいと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 各地区の避難訓練につきましては、先ほど森議員の答弁にもございましたように、各地区がやっただく分につきまして町のほうとしては協力もさせていただきますし、また費用の補助もございますので、ぜひそれをご活用していただいて、実施していただければと思います。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 濟いません。先ほども言われた液体ミルクなんですけれども、3月の予算委員会の際に、ミルクを買いますという話がございました。1カ月ぐらいたってどうですか、もう購入されましたかとお聞きしましたところ、まだですと。予算は出たけれども、購入はまだしていませんという話でした。もう既にこれは購入をして、備蓄として確保は、ちゃんと届けるところには届けて、一応置いてるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 多分、そのときにもご答弁させていただいて言ったのかなと思うんですけれども、液体ミルクの賞味期限が非常に短うございます。たしか、柴田議員のご提案のあった紙パックのものでしたら半年程度、缶のものでも1年程度ということでございますので、できるだけ待つて購入をしたいと考えておりますので、このシーズンに向けて購入をして準備をしたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） できるだけ待つてということ、どういうことでしょうか。いつまで待つてということでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 濟いません。私の説明がちょっとおかしかったと思います。

やはり、必要となるこの梅雨時期、台風シーズンを迎えて、そのときに購入するタイミングがいいのかなというふうに考えておりますので、今から購入をしたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） もうシーズンに入りますので、早目に。3月のときに予算が出て、24パック入りのいうか、1年もつ分を200缶とたしか言われたと思うんですけれども、それは1年もちます、半年の分じゃなくて。ですので、早目に購入して、いつまでかちょっとわからないんですけれども、決まった限りは早いこと対応していただきたいと思えます。何でも早い、皆さん住民に周知するのもそうですけれども、遅うなったら遅うなただけ何しよんかなみたいな、そういうふうな声も聞きますし、ありますので、決まったことは早目に対応していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 2番三木卓議員。

○2番（三木 卓君） 私は、3問質問させていただきます。

最初の質問、新型コロナウイルスによる個人事業主への支援について。午前中に安井議員の回答の中にもありましたが、通告に従いまして質問させていただきます。

一般の補正予算で、会社法人の事業継続と雇用の維持及び再起を支えるため、町独自の給付金が創設されました。国の給付金の対象から外れる法人にとっては、大変ありがたい支援だと思っております。そして、町内には個人事業主もたくさんいることは事実です。現在の支援策では、個人事業主への支援が手薄く感じています。商工会からも要望があったとは思いますが、今後個人事業主への支援はどのような支援を考えているのかお聞きいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 三木議員から、個人事業主への支援が手薄く感じられるということで、今後の個人事業主への支援策についてご質問をいただきました。

先の安井議員の答弁でも申し上げましたとおり、町といたしましては、飲食店をはじめ個人事業主を含めたさらなる事業支援を検討しているところでございます。それ以外にも、影響が甚大なところに対する支給も当然スキームとして考えているところでございますが、こちらにつきましても、国からの臨時交付金の本町への配分額が決定次第、対策を取りまとめて町議会の臨時会に提案したいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木卓議員。

○2番（三木 卓君） さらなる事業支援策を検討していただいているようで、ありがとうございます。

もう少し具体的にこの辺まで、現状で話せる範囲であったりとか、具体的な支援策というのは答えられますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 申し上げましたとおり、国の臨時交付金の額の決定がいまだ来ておりませんので、それを踏まえながらやっていきたいと思っております。したがって、当然個人事業主さんは前回の支援では該当しておりませんでしたので、そのあたりは手厚くいきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたような影響の大きい宿泊業で

あるとか飲食店、それと土産物屋さん、それとか交通事業者等々幅広いところで支援策を検討しているところがございますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 先ほどの商工観光課長のご答弁にもあったように、3公社に対しては、4月、5月の売り上げが9割から10割減ってるというようなお話もあったかと思えますので、それは多分個人事業主さんも、飲食店さんは特に同じような状況だと思えますので、スピード感を持って対応していただければと思います。

では、2問目に移らせていただきます。

新型コロナウイルスによるマスクの在庫についてということで質問させていただきます。

一旦の収束は見せそうな新型コロナウイルスではありますが、当初はマスクやゴム手袋、消毒液が市場からなくなり、入手しにくい時期がありました。当町役場でも消毒液の在庫はあったが、マスクは在庫していなかったと聞いています。感染意識や注意力も高まっているので、感染リスク自体は下がっているとは思いますが、行政内でクラスター等が起ると、行政サービスの低下であったり、最悪の場合行政の機能自体が麻痺する可能性すらあります。個々の意識的問題が多くの変因にはなるかと思いますが、行政として常に最低限の在庫としてマスクも備蓄しておいたほうが良いように思います。在庫数には大変悩むところではあると思いますが、私は個人的には行政職員数掛ける3カ月分、2万2,500枚ぐらい、1ケース50枚入りとして450ケースぐらいであるなら備蓄可能な範囲かなというふうに考えております。これを機に、マスクについてどのような対策をとられるのかお聞きいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 三木議員からマスクの備蓄対策についてご質問をいただきました。

去る5月25日に緊急事態宣言が解除され、香川県では感染予防対策期へ移行し、日常生活における新しい生活様式の定着を前提とし、外出の自粛や催し物の開催等の制限を段階的に緩和する一方で、感染予防には十分留意することとしており、本町においても広報紙やホームページで町民の皆様に対して感染予防策に対するお願いを周知してきたところでございます。同様にマスクについても、議会からの提言にもございましたように、私も含めて勤務中、あるいは外出時には症状がなくてもマスクの着用を徹底するよう指示をいたしておるところでございます。ご質問のマスクの備蓄につきましては、現在1万5,000枚

程度を確保しており、町購入分及び6月号広報でお知らせのとおり、福武財団からの寄付によるものでありまして、一定数は確保できている状況でございます。これら備蓄に関しましては、災害時における避難者、あるいは今後の第2波、第3波への備えとして、子供、高齢者、妊婦などへの配布を想定しているほか、介護保険施設では1万7,000枚程度を備蓄しており、引き続き有事に備えた対応を図ってまいります。

なお、議員ご指摘の職員につきましては、4月ごろ市場に流通していないときに購入したマスクを支給いたしました。既に入手できる状況でありますことから、各自で購入して個々で備え、着用することを基本としております。このほか、洗いがえ可能な手製のマスクを着用するなど、マスクの備蓄、着用に対する意識は浸透しているものと感じております。しかしながら、新型コロナウイルスとの闘いは長期化することが懸念されており、予断を許さない状況にあります。町といたしましても、決して気を緩めることなく、引き続き職員はもとより議員各位におかれましても新しい生活様式を取り入れ、感染防止対策を実践していただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 各自で購入を促していくと、ある程度しっかりと在庫も備蓄していただいている状況ですので、ある程度安心できる場所かなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、3問目に移らせていただきます。

3問目については3点、中で質問になります。水難事故防止のためのライフジャケットについて3点質問させていただきます。

小学生の小豆郡の水泳記録会もなくなり、それにより小学校の放課後に行われていた水泳練習もなくなると聞きました。私も、小学生時代はあの練習がきつくて、なくなればいいのというふうに思っていたのですが、あの放課後の練習によって自分の泳ぐ力がついたことも事実です。これからの季節、海へ行ったりキャンプ等で川で遊んだり、水に触れる機会が増えます。そして、毎年水の事故が起こっていることも確かです。その中で、ライフジャケットを着用していれば防げた可能性の高い事故が多いと聞いています。我々世代は泳ぐ力がついていますが、さきに述べた放課後の練習がなくなることから、これからの子供たちは我々に比べて泳ぐ力、泳力が落ちることが予想されます。一方で、海や川などの水や自然に触れることも大切な機会や教育の一つだと考えています。

そこで、3点質問です。

1つ目は、ライフジャケットの貸し出しについてです。

日本ライフセービング協会のホームページによると、海で溺れた原因の自然要因の1位は離岸流で、個人要因の1位は泳力不足です。ライフジャケットを着用していれば、溺れる可能性も圧倒的に低くなります。まだまだ一般的ではないライフジャケットの着用に関して、当町としても率先して導入し、水難事故のない町を目指してほしいと考えています。行政でやるのか学校単位でやるのかは別として、海や川に遊びに行くときにライフジャケットの貸し出しがあれば、大人も子供も安心して遊べるのではないのでしょうか。安田小学校では、自転車に乗る際のヘルメットの貸し出しをしています。同じように、ライフジャケットを整備し、貸し出すことも可能かと思われます。

続いて2つ目、2点目です。

ライフジャケットの購入に関する補助、現在ではまだ自分の子供はちょっと危ないかなと思ってるような親御さんについては、既に自腹で購入している家庭もあります。安いものもありますが、行政の補助があればワンランク上のより性能の高いライフジャケットを購入することも可能だと考えています。ライフジャケットの着用に関しては、まだまだ一般的ではないと私は考えております。先ほども申し上げた子供たちの泳力不足を補うためにも、また海や川遊びの機会の減少にならないためにも、ライフジャケットの着用は今後のスタンダードになったほうが良いと考えています。

3つ目は、ライフジャケット着用に関しての水泳授業の導入です。

我々は、ある意味では泳げて当たり前の世代です。今後の子供たちはやはり我々と比べれば泳力不足世代になると考えています。この泳げる世代と泳げない世代の世代間ギャップが、これくらいは大丈夫だろうという、そういう思い込みや慢心により水難事故につながる可能性を秘めています。まさに、これからが一番水難事故の起こる確率が上がる時期になってくるのかなというふうに考えています。また、私はライフジャケットといえば、ごりごりの浮くやつみたいな、そういうイメージを持っていましたが、調べてみると最近では動きやすい、つけていても遊びやすいライフジャケット等多くの種類のライフジャケットが販売されています。そんなライフジャケットの着用の仕方、それによる泳ぎ方等の授業を学校教育の一環として導入していただければ、我々世代とは違った泳ぐ楽しみを見つけれ、水離れも防げ、リスクも最小限に抑えられると考えます。

上記3点の導入により、悲しい水の事故が起こる可能性を少しでも減らすことができると考えています。上記3点の質問について、ライフジャケットの貸し出しについてはどのようなお考えなのか、ライフジャケットの購入に対する補助についてはどのようなお考えなのか、ライフジャケット着用に関しての水泳授業の導入についてはどのようなお考えな

のか、お聞きいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 三木議員のライフジャケットに関するご質問に答弁いたします。

国土交通省が、小型船舶乗船者のライフジャケット着用率を向上させた際の生存率を試算しています。年間160人程度の海難による溺死者を、着用率を100%とすると約80人程度にまで減少させることが期待できるとありますので、効果は非常に大きいものと思います。

1点目のライフジャケットの貸し出しについてですが、内海B&G海洋センターにおいて、町民の心身の健康維持やスポーツの推進を図るため、初心者水泳教室や親子触れ合い海洋教室などを開催しておりますので、B&Gのほうに子供用30着、大人用15着を保有しています。幸いにも、本町では何十年もの間、児童の水難事故は発生していませんが、この親子触れ合い海洋教室等の授業で使用していないときは、ライフジャケットの貸し出しは可能でございます。

2点目のライフジャケット購入に対する補助についてですが、現在各小学校では児童の行動に一定の制限を設けています。海へ遊びに行く際や私的なキャンプ等の参加の際には、責任者の同伴や保護者の同伴、もしくは責任において認めておりますので、責任者や保護者の十分な監督責任のもとで遊んでいただきたいと思います。ライフジャケットが必要な場合は貸し出しで対応いたしますので、B&G海洋センターに申し込んでいただきたいと思います。この貸出状況や購入費補助に対する要望が大きければ、検討したいと思います。

3点目のライフジャケット着用に関しての水泳授業の導入についてです。

本年度の小学校の水泳授業につきましては、7月1日から31日までの間で週3時間の授業を行い、5、6年生につきましては、さらに放課後に週1回1時間程度の水泳指導を実施する予定にしています。小学校学習指導要領の体育編には、5、6年生の目標としてクロールまたは平泳ぎで続けて長く泳ぐこととあり、この長く泳ぐことの指標として、全ての児童が小学校卒業までに50メートル以上泳げることを掲げています。50メートル以上泳げるということは、万が一海等に落ちても慌てずに対応し、自力で岸にたどり着くことができるということだと思います。また、学習指導要領の本編では、小学校4年生以下では水になれることが定められています。また、5、6年生においては、背浮き、浮き沈みのほかに、着衣水泳の取り扱いについて、今年度から少し変わりまして積極的に行うことと



なっておりますので、各小学校に取り扱うよう指導を行い、7月末に実施する予定にしています。今年度はライフジャケット着用の授業を行う予定はありませんが、着衣水泳を実施することが、万が一事故が起こった際に自分の力で泳ぎ、命を守ることにつながる有効な練習となると思いますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） ありがとうございます。

ライフジャケットの貸し出しについて、B&Gでこれは既に貸し出しをやっているのか、今後いけば貸出事業をしてくれるのかというのは、どちらでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 現在貸し出しという制度はないんですけど、今後申し込みがあれば余裕のある範囲で貸し出しを行ってまいります。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） それは、B&Gの窓口に行って申し込みをするという形で問題ないですか。ありがとうございます。

それでは、最後になりました着衣水泳の導入と、水の事故が少なくなるような授業の導入も考えていただいているということで、今後も事故のないような状況をいろいろつくっていただきまして、最終的にはライフジャケットの授業等をやっていただければと思ったんですが、第1段階としてはそれで大変ありがたいシステムかなというふうに思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、主に新型コロナ関連で3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、新型コロナの対策についてです。

緊急事態宣言は解除されましたが、経済社会活動の再開は感染防止をしながら段階的に進めていかなければなりません。北九州市や東京都での新規感染者の拡大に見られるように、ウイルスによる市中感染は続いており、第2波へのしっかりとした備えが必要です。国民に新しい生活様式を呼びかけるだけでなく、再び緊急事態宣言という事態を避けるために、感染拡大を抑止するための医療検査を抜本的に強化して、安心して経済社会活動の再開に取り組めるようにすることと、自粛と一体の保障をの立場で、大打撃を受けている暮らしと営業を支えることを一体に進めるために最大限の努力をすることが、国、県、そ

して町の政治の責任です。緊急事態宣言期間中、住民は感染拡大を抑え込むために、外出自粛、休業要請などに応え、生活の先行きに強い不安を抱えつつ、人との接触を極力減らすよう我慢と忍耐の生活を続けてきました。宣言を解除しても、暮らしと営業はすぐにもとには戻りません。コロナ感染は長期化が不可避と言われており、保障と支援の仕組みの構築と一層の充実は欠かせないと考えますが、いかがでしょうか。また、この間自粛と一体の保障をという国民の大きな声が政治を動かし、一律10万円給付、雇用調整助成金の上限引き上げなどができました。なお、改善すべき問題点があると思います。最大の問題は、支援が現場に届くのが決定的に遅く、全国で失業や倒産、廃業が増え続けていることです。政府の新しい生活様式の呼びかけとは、新しい自粛要請にほかなりません。大きなダメージを受けている中小企業、個人事業主、フリーランスで働く人たちに、新しい自粛要請による経営難が加わります。緊急事態宣言の解除や休業要請の解除、緩和を理由に、必要な支援を1回限りにしたり、打ち切ることは許されません。本町でも、5月の臨時議会で一定の支援策が出されたこと、そして10万円の特別給付金の支給が県下でもトップの早さではほぼ全世帯に届いたことは、町民にも喜ばれております。町民が新たな生活様式を不安なく選択できるよう、さらに個人事業者への給付や学生への支援、子育て世代への支援など対策のさらなる拡大、充実を求めますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、新型コロナウイルス対策における支援の拡大、充実についてご質問をいただきました。

はじめに、県内他市町の動向や国の第2次補正予算の事業内容を確認したところ、町独自の高校2年生、3年生への子育て支援が必要と判断し、本定例会におきまして補正予算を計上したところでございます。また、その他の生活支援、産業支援につきましては、これまでの答弁でも申し上げましたとおり、地方創生臨時交付金をはじめとする国の2次補正予算の内容を精査し、町にとって必要となる経済対策を取りまとめ、先ほど三木議員のご指摘もありましたが、時期を失することのないよう町議会臨時会に提案したいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 例えば県下では、東かがわ市では売り上げが30%以上減った事業者に一律20万円を窓口で即支給するという、そういういち早い取り組みがありました。また、500円の食事券を子育て世帯に配布し、地元の飲食業者でお弁当を買ったり食べたりということで、大変親子ともども喜ばれている、そういう取り組みもされておしま

す。また、善通寺市や綾川町、琴平町などでは、奨学金を受けている学生に支援金を支給、三豊市では4月、5月分の保育料免除など、県下でいってもさまざまな支援が行われております。また、就学援助を受けている世帯に昼食代を支給する自治体も全国で広がっておりますが、このような姿勢について本町でも取り組むお考えはないかお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 先ほど町長からも申しあげましたように、我が町にとってどういった支援が必要か。当然、他市町の事例も参考にしながら今現在検討しているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 検討しているということは、幾つか案も出されているのではないかと思うんですけど、その点はどうなのでしょう。それで、特に就学援助の家庭への休校中の昼食代の補助の実施という点ですが、全国で広がってると言いましたけれども、朝日の5月31日付の調査によりますと、これは都道府県庁所在地、政令市、東京23区のうち24市区32%が昼食代を支給、または支給予定ということだそうです。この問題では、支給されてきた生活保護世帯だけでなく、就学援助世帯への支給が焦点となっております。日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員の文科省への要求で、5月19日付事務連絡で準要保護者についても通知をされたそうでもあります。その通知の中身は、要保護者への学校給食費に係る就学援助については、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中、地方自治体が例外的に学校給食が実施されたこととみなすなどし、要保護者に学校給食費相当額を支給する場合、当該経費を令和2年度要保護児童・生徒援助費補助の補助対象経費として計上して差し支えないこととしましたので、お知らせします。また、準要保護者に対する支援についても、上記対応の趣旨をご理解いただき、それぞれの地域の実情に応じて適切に判断、ご対応していただくようお願いいたしますといった文書が出されているということなんです。これに基づいて本町でも就学援助の昼食代、これをぜひ実施していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 十分参考にさせていただきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 休業中、親子が大変な状況に置かれておりました。あるNP

○団体では毎週おにぎりとかをつくって、困っている家庭に配ると。たった週1回なんで

すけれども大変喜ばれておりますし、それが助かるという声がたくさん寄せられているんですね。さっきも言いましたけど、東かがわでは500円のお弁当券を何枚か配ったことで、親も子も業者も大変喜んでいて。そういう町民が本当に喜ぶような施策をぜひ取り組んでいただきたいし、検討をしていただきたいと思います。

次に行きます。

国保の傷病手当についてです。

国民健康保険に加入する被用者が新型コロナウイルスに感染した場合、傷病手当として全額支給される条例改正がされました。しかし、自営業者が対象外とされていることは問題です。国が支援する被用者だけでなく個人事業主も対象にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。岐阜県飛騨市、鳥取県岩美町などでは自治体独自の財政措置も行い、個人事業主も対象に含めております。町のお考えをお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から傷病手当金についてご質問をいただきました。

ご質問の傷病手当金は、国保に加入している被用者に新型コロナウイルス感染症の症状がある場合、傷病手当金を支給することで会社を休んで外出を控えることができる環境を整備し、感染症の拡大を抑制することを目的に、先の町議会臨時会でご議決いただいたものでございます。また、この対象が被用者に限定されていることにつきましては、先の町議会臨時会で、自営業者などには、持続化給付金など資金繰りで傷病手当金とは別の支援スキームがあると厚生労働省は説明しているとお答えしたとおりでございます。

さて、ご質問の町独自の財政措置により個人事業主も対象にできないかとのことですが、現行の被用者に対する傷病手当金につきましては、全額国の財政支援のもと手当金の支給の基準が定められておりますが、町独自で傷病手当金を支給する場合、財源の確保と支給基準の決定など多くの課題が生じてまいります。このため、当面は個人事業主におかれましては、国の持続化給付金などを活用していただきたいと考えているところでございます。あわせて、感染症の第2波、第3波に備え、対象の拡大等につきまして、国の動向に注視しつつ、国保運営協議会において検討したいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今回の国の財政支援ですけれども、白色申告の家族専従者も含まれるということで認識しているんですけれども、それによろしいのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 被用者給料所得なので、対象になります。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 個人事業主だけが対象にならないということで、これは問題だと思います。国の支援がないからできないということなんですけど、先ほども述べましたように、自治体独自で対象にしている町もあるわけで、ぜひ検討していただきたい。それで、それがもし無理なら、例えば傷病見舞金という形で金額を設定するということはできないんでしょうか。埼玉の朝霞市は、国保加入者で自営業者など傷病手当の対象外の人に一律20万円の傷病見舞金を支給するということを決めたそうであります。そういった形でも検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） まず、国保財源で申し上げますと、コロナとは話がさかのぼるんですけども、前回の国保税の改定の際に、軽減措置ということで一般会計から1,750万円の繰り入れをこれまで行っておりました。その際に論点となったのは、被保険者以外の方の財源を国保の被保険者だけに投入することについてのいろんな多様な意見がありました。こういうことを考えて、国保財源において手当金を出すということについては、先ほど町長が申し上げましたとおり、国保運営協議会等での議論が必要であると思っております。また、町独自の考え方としましては、先ほどから町長、大江参事のほうからも説明がありましたとおり、今後の検討ということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 国保については町独自で、本当に厳しい財政状況であります。国への財政支援も含めて要望も出していただきたいし、国保審議会でも検討もぜひしていただきたいと思っております。

最後の質問に行きます。

学校再開後の教育についてお尋ねをいたします。

学校が3カ月ぶりに再開いたしました。学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3カ月もの休校は、子供たちにはかり知れない影響を与えています。何より、長期に授業がなかったことは、子供の学習に相当の遅れと格差をもたらしました。学校は、課題プリントの配付などで家庭学習を促すなどさまざまな努力を行いましたが、まだ習っていない基本的な知識を、いろいろなやりとりのある授業なしで理解させるのは無理があります。保護者から、とても教えられないと悲鳴が上がったことは当然です。ネット教材に

取り組んだ子供もいれば、勉強が手につかなかった子供もいます。長期の休校は、学力の格差を広げた点でも深刻です。また、子供たちはかつてないような不安やストレスをため込んでいます。国立成育医療研究センターのコロナ子供アンケートでは、76%の子供が困り事としてお友達に会えないことを上げ、学校に行けない、外で遊べない、勉強が心配と続いています。全て5割以上の子供たちです。各種のアンケート調査には、いろいろする、夜眠れなくなった、何もやる気がしない、死にたいなどの子供の痛切な声が記されています。また、コロナ禍による家庭の困窮は子供にもさまざまな影響を与え、家庭内のストレスの高まりは児童虐待の増加などをもたらしています。こうした子供を受けとめる手厚い教育が必要です。かつてない学習の遅れと格差に対しては、子供一人一人に丁寧に教えることが欠かせません。学習が遅れた子供への個別の手だても必要です。子供の本音を受けとめ、抱えた不安やストレスに共感しながら心身のケアを進めていくには、手間と時間が必要です。休校の中で特別な困難を抱えた子供には、より立ち入った心理的あるいは福祉的な面も含めた支援も求められます。子供たちの心身のケアをしっかりと行うことは、学びを進める上での前提になります。例年どおりの授業をしようと、土曜授業、夏休みや学校行事の大幅削減、7時間授業などで授業を詰め込むやり方では、子供たちに新たなストレスをもたらし、子供の成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにもなりかねません。

子供たちをゆったり受けとめながら、学びとともに人間関係の形成、遊びや給食をバランスよく保障する柔軟な教育が必要です。そうした柔軟な教育は、子供を直接知っている学校現場の創意工夫を保障してこそ実施することができます。今教員たちの間で、まずは子供を温かく迎えよう、子供に必要な行事も大切にしたい、コロナ問題を教材にしたいなど多くの積極的な取り組みが生まれています。例えば、その中の学習内容の精選は重要な提案です。学習内容の精選とは、その学年での核となる学習事項を見定めて深く教え、それ以外は教科横断で学んだり、次年度以降に効率的に学ぶようにする方法です。そうしてこそ子供に力がつき、逆に教科書全てを駆け足で消化するやり方では子供は伸びないと多くの教員が指摘しています。こうした柔軟な教育が求められていると思いますが、いかがでしょうか。さらに、感染症対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックなどなど、今までにない多くの業務が生じています。もともと異常な長時間労働で働いている教員にそれらの負担を課せば、教育活動への注力ができなくなり、その解決が求められますが、どう対応しようとお考えでしょうか。

子供の集う学校で、万全の感染症対策を行う重要性は言うまでもありません。その学校

で感染防止の3つの基本、1、身体的距離の確保、2、マスクの着用、3、手洗いの一つである身体的距離の確保についてはどうなっていますか。スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、学習や清掃、消毒、オンライン整備などのための支援員を増やすことを検討すべきではないでしょうか。また、2月の突然の休校は、児童・生徒、教職員、保護者をはじめ、各所に大混乱と多大な影響をもたらしましたが、学校休校は感染拡大防止に効果がなかったと言われております。休校の必要はなかったのではないかという意見もあります。今後、このような混乱を生まないためにも、インフルエンザなどと同じように、学校現場の休校の判断基準を町独自に作成し、町民に示すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員の学校再開後の教育についてのご質問に答弁いたします。

令和2年度になって授業が行われなかった日数は31日であり、行事等の中止により短縮となる日数を考慮しても、約20日程度の授業日を確保する必要があります。このため、夏季休業日を8月1日から19日までに短縮するとともに、小学校の1年生は6時間授業、小学校3年生から6年生及び中学校は7時間授業を行います。これにより、小学校では8月末、中学校では10月末までに授業時数を回復できることとなります。なお、本町では土曜日授業は実施いたしません。7時間授業を行う際には、できる限り児童・生徒の負担を軽減するため授業時間を5分短縮して、全体では小学校では40分、中学校では45分とすることにより、下校時刻の遅れは小学校で20分、中学校で25分程度になります。また、児童・生徒の格差解消や教職員の負担軽減への対応といたしましては、県教委の臨時休業中、未指導分補習のための学習指導員等派遣授業を活用します。これによりまして、人材確保の面と各学校の要望を考慮しましたが、夏休みの短縮期間中に限定されますが、新たに学習指導員3名、学習支援員2名を配置することにしており、教員の補助を行い、学習に支援が必要な児童・生徒に対応したいと考えております。なお、児童・生徒に不安やストレスを確認した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、きちっと適正な対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、学校現場の休校の判断基準を町独自に作成してはどうかのご提案ですが、異常気象やインフルエンザ等については判断基準を作成しております。しかし、今回の新型コロナウイルスのような場合については、他地域の発症状況を考慮する必要がありますし、町内または島内で発症をした場合においては、その発症者の状況や感染経路、発症者

の数によって対応が複雑になると思われるので、現時点で町独自の判断基準を作成することは難しいと考えています。

今後、各地域においてどのような対応をするのかという情報をきちっと得ながら、国や県の方針及び保健所の判断も踏まえて、迅速かつ適切に対応したいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 夏休みの短縮と7時間授業などによって学習を保障していくということなんですけれども、先ほど私も言いましたけど、例年どおりの教科書どおりの授業をしようとするのではなく、基本的な学習内容を精選して教えていくと。余裕を持って教えるということが先生の努力でできるんじゃないかと思うんですけれども、そういうことは検討はされなかったんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 現時点での5月までの休業については、先ほど答弁いたしましたように、夏休みの短縮、7時間授業で授業時間を確保できるという前提ですので、例年どおりの授業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 子供たちにとっては、勉強だけじゃなくて学校行事とか、いろんな学校で過ごす中身というのも大事になると思うんですね。だから、勉強、学習の遅れというのも大変ですけども、先ほど言ったように、子供の実態から出発した学校現場の創意工夫と実践を保障する取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうから3問質問したいと思います。

まず最初、小・中学校夏休み短縮への対応はということです。

先日、新型コロナウイルスで臨時休校した町内小・中学校の授業時間を確保するため、夏季休業日を短縮するという発表がありました。当然、県教委のガイドラインに沿っての対応と思われるのですが、幾つかの問題点を感じますので質問したいと思います。

1点目、現在町立学校が使用しておりますスクールバスの通学に関して、また各学校の教室に関して3密解消の対応、そのあたりを現状説明をいただきたいと思います。

2点目、夏休みを迎え、観光客増による定期路線バス、通学に利用している子供たちも



おると思いますが、そのあたりの混雑時のコロナ関連に関する対策等は考えているのか。

3点目、夏休みを返上しての授業ですが、一番暑い時期に学校へ来なさいということで、今までにも何度か質問等が出たと思いますが、全小学校、当然小豆島中学校にしましてはエアコンは全て設置されていると思いますが、4小学校におきましては特別教室にエアコンが設置されていない学校が見受けられましたが、夏休みを返上して授業を始めるにはやはりそういったエアコンの設置が当然必要ではないかと感じますので、そのエアコンの設置状況の現状を質問したいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大川議員の小・中学校夏休みの短縮への対応についてのご質問に答弁いたします。

1点目の3密解消への対応についてです。

スクールバス通学につきましては乗車人員が多く、どうしても密集して座らなければならない便がありますが、窓をあけたまま走行し、乗車中においては児童・生徒は無言で前を向いて座るよう学校から指導をしています。また、体調がすぐれない児童・生徒については、保護者に送り迎えをお願いするなどの対応を行っておりますし、マスク着用及び乗車前の手指消毒、スクールバス車内も消毒するなど感染症対策に努めています。教室における3密解消対策につきましては、5月22日付香川県教育委員会教育長が示した学校再開時の感染症予防対策ガイドラインに沿って対応しております。ガイドラインでは、教室内の机と机は最大限間隔をとる、授業中2方向で1つ以上の窓をあける、エアコンを使用する場合、授業中は2方向で1つ以上の窓を小さくあけ、休み時間に大きくあけるなど具体的に示しています。本町では、できるだけ教室いっぱいを使って机の間隔をあけて配置し、教卓と児童との間隔も可能な限りあけています。当面の間、対面によるグループ活動は中止しており、給食時も前を向いて食べるように指導しています。窓は常にあけておき、エアコン使用時も対面する1つずつの窓はできるだけあけるようにします。また、休み時間には換気を行います。衛生管理については、児童・生徒は体育の時間以外、また教職員は常時マスク着用とし、児童・生徒がよく触れる箇所は毎日消毒を行っています。手洗いや手指消毒についても、しっかり行うよう徹底した指導を行っています。

2点目の定期路線バス利用者への対応についてですが、路線バスを利用する児童は、苗羽小学校の坂手地区の児童、下校時の星城小学校の西村地区の児童になります。いずれも、スクールバスを利用する児童と同様に、マスクの着用、無言、乗車前の手指消毒を行っています。例年、夏休み期間中は観光客も多く乗車し、混雑していることは承知してお

り、その対応に苦慮するところですが、混雑時には顔を向き合わせないようにして乗車するよう徹底した指導を行ってまいります。

3点目の小学校教室のエアコン設置状況についてですが、現在町内小学校の普通教室37教室の設置率は100%、特別教室38教室の設置率は50%になります。今年度は4小学校とも特別教室1教室に設置する予定であり、来年度以降も継続して設置してまいりたいと考えてます。私からの答弁は以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） ちょっと早いんで書き取れなかったんですけど、まずスクールバスはそういうような対応でいいと私は思いますが、路線バス、さっき教育長のほうも苗羽小学校の坂手の方、また星城小学校の西村、この定期バスを利用しているのが問題なんです。これは星城小学校に限りますけど、統合は五十何年前からされまして、そのときの条件か何かわかりませんが、西村の方はバスを使うという、最近ですかね、オリーブバスの専用のバスで登校時は西村に迎えに行ってると思いますが、そのあたりこのコロナを機に、星城小学校に関して下校時も専用バスで下校できないか。保護者の方また学校関係者の方もそういうふうな希望、なぜ星城小学校だけ下校時は定期バスで帰らすのかというふうな疑問が何人かの方から聞かれました。それは合併の条件で、そういうんで決まったんじゃないんですかとしか言いようがないんですが、そのあたり、これから夏を迎え観光客も当然入ってきます。先ほど教育長が混雑を避けてというふうに、向かい合わせをしないとか、そういうようなことを言いましたけど、子供たちにそういったことが果たしてできるのか。そんな簡単に言いますけど、実際に子供たちは大変だと思うんですよ。これを機に、これスクールバス、池田小学校、小豆島中学校、安田小学校も全てスクールバスで送り迎えしてますよ。なぜ今苗羽小学校の坂手の地域、また星城小学校の西村の地域の子供たちはそういった定期路線を使用しなければならないのか、そのあたり、これを機にスクールバスを動かす考え方はないんでしょうか。

それから、3点目のエアコンの設置状況、普通教室は全て100%、特別教室は50%、これは50%のままで夏休みを迎えるんですか。今、教育長は来年にかけて今年度は各学校で1教室だけ、これは授業をするに当たっての現場の話を聞きますと、今の考え方は1学年でも2クラスに分けて、普通教室と隣の少人数教室で2つに分けて授業を行いたい。そのためには、やはり普通クラスはエアコンがあって、特別教室、少人数クラスの教室にはエアコンがない、そういうふうな格差が出るんです。そのあたり、夏休み授業をやるまでに、急いででも補正予算を組むなりして全教室にエアコンはつけるべきじゃないんです

か。そのあたり、2点お願いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今ご指摘のありました苗羽小学校の坂手地区、星城小学校の西村地区のスクールバスの検討をしてはどうかというご提案でございます。これまでのとうんか、当初の統合の際に路線バスを使うようになった経緯については十分には承知しておりませんが、考えられるのは苗羽からの坂手の路線、草壁港から西村の路線については小豆島の幹線であり、従来は路線バスの便数も多いと。そのあたりから、町のスクールバスでなくて路線バスを利用するようになった経緯があるのではないかと思います。今回、検討してはというご指摘をいただきましたが、これまで地元なり学校を通じてそういう要望がなかったこともありまして検討したことがありませんので、そのあたり学校を通じて保護者等の要望についても十分にお伺いして、これについては路線バス利用が便利であるのか、スクールバスのほうがより安全で通学できるのか、そのあたりも含めまして検討したいと考えております。

あと、次のエアコンの設置ですけれども、少人数対応で1学年を2学期に分けるというご質問でしたが、実際本町の場合、各学年が15人、20人以内の学級も多いです。この場合は、少人数でするのも教科が非常に限られてきますので、現在の普通教室の100%、特別教室の50%であれば、この夏休み期間中もできるだけエアコンの設置をした部屋で勉強ができるものと思います。ただ、理科室等で実際設置が間に合っていない教室もあろうかと思いますが、そういう部分については午前中1時間目、できるだけ涼しい時間に授業を持っていくとか、そういうふうな学校のほうでそういう工夫で対応したいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 検討する、これは星城小学校にこだわるようですけど、下校時は各学年ばらばらです。草壁港のバス停まで先生が1人、下校時はついていくんですね。スクールバスでしたら、校門から校門まででいいんですよ。星城小学校から草壁港まで、やはり交通量も多いですし、信号もあります。そういった点を含めてでも、これは早急に学校の現場の声がないからどうのこうのじゃなしに、そういった状況、現状を把握して前向きにこれを考えてほしいと思います。学校としたら、授業時間、休み時間を考えながら、バスの時間まで考えないかんのですよ。安田小学校、また小豆島中学校、池田小学校に関しましては、下校時は3便ぐらい分かれてスクールバスが運行されとるといようなことも聞いてますよ、時間を合わせてね。星城小学校は、定期バスの路線バスの時間に合わせ

て学校から送り出さないかんです。先生が、それもついていかないかんですよ。そういうふうな現状をもっと把握できてますか。

それともう一点、これは県レベルの話でしょうけど、小豆島中央高校、確かに通学定期の補助は出していますが、同じことです。昨年瀬戸芸のとき、また今回の夏休み、これも全て登下校は路線バスですよ。観光客でいっぱいになっても、そこでも高校生が路線バスに乗って学校へ行かないかんですよ。下校せないかんですよ。そういうようなことを、これは小豆島総合教育会議、そういうなんをつくっておくと思うんですけど、それらの中でそういうふうな話はないんですか。もっと真剣に今の子供たちのことを考えてあげるべきやと思いますけど、環境を整えるのは我々大人の仕事やと思います。行政の仕事やと思いますので、ぜひそのあたり、検討じゃなしに前向きに前向きに検討してほしいと思います。

時間の関係で、2問目に参りたいと思います。

奨学資金受給者への対応は。

新型コロナウイルス関連で、学生生活に困窮している受給者への早急な対応を、5月1日議会からの提言書、また5月12日臨時議会でも私が町単独の施策を要望したが、答弁はコロナが終わったわけではないので検討しますというような答弁でしたが、その後はどのようなようになっておりますか、質問したいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員の奨学資金受給者への対応についてのご質問に答弁をいたします。

本年5月19日の閣議におきまして、大学生等に対し、予備費を使った学生支援緊急給付金の給付が決定をされました。特に、家庭から自立した学生は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入が減少し、大学等の中退といった事態が想定されるため、修学の継続が困難な学生等に、独立行政法人日本学生支援機構から、住民税非課税世帯の学生等には20万円、その他の学生等には10万円が支給されます。一方で、本町の奨学金や修学資金制度につきましては、返還免除制度もございますし、所得制限も緩やかなことから多くの方に利用していただいております、手厚い支援制度であると思っております。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、大学生等についてどのような形で支援することが、学生やその保護者の皆さんにとって有効なのか検討するよう、担当課に指示をしております。

検討状況につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 現在の検討状況についてお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス対策で、子供たちに対する支援として、高校1年生までは国の制度として3万円の臨時特別給付金が決定した段階で、この対象になっていない高校2年生以上についての支援策について検討するよう町長から教育委員会に指示がございました。まず、高校2年生と3年生に対しましては、町独自で3万円の臨時特別給付金を給付することとし、本議会において補正予算で計上をしております。

次に、大学生等につきましては、学生支援緊急給付金に関する文部科学省の資料によりますと、支給対象の学生等に該当するかどうかは大学等が判断することとなっております。支給対象者の要件としましては、家庭から多額の仕送りを受けていないこと、自宅外で生活をしていること、アルバイト収入が減ったことなど6つの要件が示されておりますが、学校ごとに給付金の配分額が決められているなど、制度には不明瞭な点がございまして、5月19日以降、大学等で申請の受け付けが始まり、申請して1週間程度で支給されているとのことですが、6月3日時点で受け取った学生等は80人程度と報道されておりました。現時点で、実際にどれだけの学生に給付されるのかとても不透明な状況でございます。大学生等に対する支援としまして、給付金とするのか、または現在の奨学金、修学資金制度に上乗せするのか検討しておりますが、もう少し時間をいただいて、国の給付金制度による学生等への支援が確認できた時点で判断したいと考えております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） まだ検討するんですね。私は、5月の臨時議会のときにも補正予算のときに発言したと思いますが、実際に奨学資金、修学資金を受給されている学生さんは本当に困っておったんですよ。あの時点でも、5月ですから3、4、5、そのあたり全て困っておったのに、あの時点でも学生の支援は考えてないというふうな状況やったと思います。やっとな国の方針が出て、それを見ていうふうなことで、今後の来月臨時補正が出るんでしょうけど、そのあたりで出ても、これは7月に出て、制度で何らか小豆島町独自の支援をやはりもっと早くなぜできないのか。国の支援を待って、それを基準に考えていくから遅れるんですよ。実際に、今奨学資金をもらっている方は家賃も払えない、アルバイトもできない、本当に困っているんでしょう。そういうなんを、危機感がないです。来月7月の臨時議会で何らかの対策ができて、当然本人に届くのは8月、9月ですよ。そういうふうな考え方を、もう少し危機感を持ってやっていただきたい。本当に学生たちは困っていたんですから。国、大学が支払う手続、内容がどうのこうの、そんな問題じゃな

いんですよ。やはり、小豆島町、先月5月のときにも私は言いました。地域振興基金を使いましょうよ。後から国からの補助金をもらったらいいですやん、交付金を。そのためにためている基金じゃないんですか。実際に、皆さんその学生たちの困っている状況を確認してますか。してないと私は思います。私は、何人かの保護者の方からそういうようなことを言われました。だから、すぐにでも対応しなければならないと思ってこの質問をしているんですけど、まだ今から検討するやどうのこうのいうのでは、もっと早く、私はそう思います、そのあたりはどんなんですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） その後、各大学、これは全ての大学を確認したわけではございませんけれども、大学においても学生支援というのをさまざま行っているというのが報道されております。例えば、奨学金の給付型対応型を増設、新設したり、授業料の免除、あるいは納期を延長したり、また大学によっては給付金の一律給付などというのを各大学で独自に行っているというのがだんだん把握されてきております。それらをしっかり見て、本当に必要な給付事業なのか、奨学金の対応なのか検討してまいりたいと考えております。一例を申し上げますと、香川大学におきましては、うちの奨学金の利用者で結構多いところなんですけれども、5月から7月までの3カ月間について、学生に対し月3万円、申請のあった者に対して給付するという制度が設けられたと書かれております。大学で準備した予算では足りずに、寄付金を募ってまで給付していこうというような大学のところも見られるということで、状況を見きわめたいと思っております。

なお、本町で奨学資金貸し付けの1回目の支払いにつきましては、毎年6月の下旬に支払いをしておったんですけれども、今回につきましては至急に貸し付けすべきということで、6月5日に口座のほうに振り込んだ状況でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 幾ら言っても急ぐ気はないし、町の独自の資金を出そうという考えは出てこないと思いますので、希望として出しております。

先日、四国新聞のコロナ関連のニュースの中で、香川県下の8市9町の各支援を一覧表にしたやつが載りました。その中で善通寺市、先ほど鍋谷議員の質問の中でも少し出ましたが、善通寺市は奨学生応援金の支給、善通寺市出身で大学や短大など進学し、奨学基金を受けている学生に1人当たり5万円を支給、また綾川町、大学生と高校生に町独自の生活支援金を交付、対象者は町から学費などの育英資金を受給し、県外に進学中の人、給付額は大学生が6万円、高校生が4万円、こんな記事になってますよ、香川県下で1市1町

ですけどね。こういうふうなこともできるんですよ、国の臨時交付金を利用して。なぜ、そういうふうなことがその時点でできなかったか。やっぱり、皆さんに危機感がないんです。私にも当然危機感がないかもわかりませんが、実際に保護者の方からそういうふうな話を聞いて危機感を感じとんですから。そのあたりで、奨学資金の交付を今後藤課長のほうから6月上旬に振り込みましたというようにしましたという、それは確かによかったかもわかりませんが、実際にこういったことが、小豆島の奨学資金を受給してたら特別にこういうふうな上乘せしてくれたとか、そういうふうな子供たち、学生たちにとったら大変ありがたいというふうな、それは急ぐべきだったというふうなことを私は思います。それが一番だと思いますので、ぜひ至急そういうふうなことを考えて、次の臨時議会を期待しております。

それでは、もう時間がありません。最後の質問に参ります。

町内ネット環境調査をということです。小豆島町は県下で高齢化率43.6%、県下ナンバーワンです。我が町の現状を考えますと、現状何事も町のホームページで掲載されることで、実際に果たして町民には情報は伝わっているのかどうか。また、何人の町民の方が毎日ホームページを閲覧しているのか。町として町全体でネット環境の調査をあれこれすべきじゃないですか。何事もホームページ、ホームページ、私自身も毎日ホームページを閲覧することはありません。1千万円かけてリニューアルされましたが、実際にこれだけの高齢化率、パソコン、ネット環境が各全家庭に設置されているというふうなことは一切思っておりませんので、そのあたり、これはちょうど2020年、今年は国勢調査の年です。9月から10月にかけて国勢調査になると思いますが、それと同時に一度町内のネット環境の調査を同時でやったらいいんじゃないかと提案しますが、そのあたりどのようにお考えかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から町内のインターネットの環境調査についてご質問をいただきました。

町の施策を町民の皆様に適時的確にお伝えすることは、まちづくりを進める上で必要不可欠な取り組みでございます。その情報発信の手段として、広報紙、防災行政無線ともにホームページなどがその役割を担っております。広報紙につきましては、誰もが見やすい紙面づくりを目指しまして、1月号から表紙デザインの見直しや、ユニバーサルフォントに変更いたしました。また、最近ではスマートフォンを用いてインターネットを利用する方が増えていることから、ホームページのリニューアルにあわせましてスマートフォンへ

の対応も行うなど、情勢に応じて適宜改善を行っているところでございます。

一方で、大川議員ご指摘のとおり、高齢化が進んでいる本町では、必ずしも全ての住民がインターネットを利用できる環境にはないと考えております。したがって、情報発信につきましては、ホームページのみならず、先ほども申し上げましたが、広報紙や防災行政無線の活用、また町政バスの開催、リーフレットの発行など、多様な機会、媒体を用いて実施してまいりたいと考えております。また、場合によっては電話や役場での面談による相談などを通じて、丁寧な広報活動を行いたいと考えておるところでございます。

なお、ホームページの閲覧状況、国勢調査を利用した町内ネット環境調査につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私のほうからは、まずホームページの閲覧状況につきましてご答弁をさせていただきます。

大川議員ご質問の何人の町民が毎日閲覧しているのかというお尋ねでございますけれども、町内というくくり、それから毎日というくくりのアクセス情報、こちらは残念ながら現在のところは持っておりません。したがって、月単位の全体的なご回答になりますけれども、本年4月分のアクセス数、こちらについては1万8,448件のアクセス、プレビュー数、見たページの数で申し上げますと11万6,444件ということでございます。

次に、町としてネット環境状態の把握ができてくるのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましても情報は持っていないという状況でございます。参考までに、総務省が実施いたしました令和元年、通信利用動向調査における都道府県別のインターネットの利用状況、こちらの結果を見ますと、香川県につきましては88.3%という結果になっております。大川議員ご質問のとおり県内1位の高齢化率、こちらを勘案いたしますと、今申し上げた数値よりも小豆島町は若干低いのではないかとというふうに類推をいたしております。

最後に、国勢調査にあわせてネット環境調査は考えられないかというご質問でございますけれども、統計法では公的統計制度に関する信用を確保するために、統計調査と誤認してしまうような同時調査、こちらが禁止をされております。それから、国勢調査令におきまして、調査員が行う職務、こちらが細かく定められていることから、国勢調査にあわせてネット環境、こちらを同時にやるというのは現在法律上、困難であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。



○7番（大川新也君） 理解できません。国勢調査令でだめなんであれば、独自で町でやってくださいよ。数字もつかめてないのに、こういったネット環境でどうのこうの、ホームページ、やはり数字をつかむべきですよ、特に。何らかの方法でこれをやりましょうよ。できると思いますよ。そういう前向きな姿勢を出してもらわな、我々が質問しても検討します検討しますでは、町民の声に答えられないですよ。ネット環境、今回のコロナ関連でオンライン授業とかリモート飲み会とか、リモート何とかというふうに、かなりこれはネットが注目されているんですけど、実際に環境が町内でつかめてないのに、オンライン授業も何も話になりませんよ。広報紙、ネット、またはホームページ、またそういうふうなところで情報を発信するのはいいですけど、今の時代、ネットの環境を調査する何らの方法があると思うんですけど、そのあたり十分に今後検討して、早急に小豆島町内でどれぐらいのインターネットなりそういうふうな調査、数字が出るのか。それに沿ってこれからの行政を進めていかなければ、本当に高齢化率ナンバーワンなんです。そのあたり十分に検討をお願いしたいと思います。ぜひ、その調査は必ずやってほしいと思います。以上です。終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時30分とします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時31分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第6号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第6号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） それでは、上程議案集の2ページをお開きください。

報告第6号損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1 ページおめくりください。

本年5月13日に、草壁本町で発生しました公用車の接触事故につきまして、和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。事故の内容でございますけれども、住民生活課職員が運転するバキュームカーが、草壁駐在所前の3差路を埋立側から国道に進入するため、一旦停止して待っておったときに、携帯電話の着信があったため、路肩に駐車しようとして一旦バックしたところ、後方に停車していた相手方の車と接触した模様でございます。相手方につきましては、記載のとおり町内在住の個人でございます。和解の内容につきましては、相手方の車両修繕費として28万円を支払うことで合意をしております。なお、賠償額の全額につきましては、町村会の保険で賄われております。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第7号 令和元年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第7号令和元年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第7号令和元年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会でご議決いただきました令和元年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものでございます。

内容につきましては、担当参事から説明しますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 上程議案集の4ページをお願いいたします。

報告第7号令和元年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、最終的な繰越額及びその財源内訳を記載した繰越計算書を調製いたしましてご報告するものでございます。

事業名等につきましては、5ページの令和元年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

10の事業の翌年度繰越額の合計は9億1,225万6千円で、既収入特定財源はプレミアム付商品券事業の商品券売払収入208万2千円、最終処分場整備事業の国庫補助金前倒し交付分1億2,895万9千円の、合わせて1億3,104万1千円でございます。未収入特定財源のうち国庫支出金は5事業で1億40万6千円、県支出金は3事業で2,124万円、地方債につきましては6事業で6億1,720万円、その他は田浦浮棧橋整備事業に対する公益財団法人エコロジー・モビリティ財団からの補助金800万円、差し引き一般財源は3,436万9千円でございます。なお、地方債につきましては、過疎対策事業債、辺地対策事業債、合併特例事業債を活用することとしておりまして、いずれも元利償還金の7割ないし8割が普通交付税の基準財政需要額に算入される非常に有利な地方債となっております。なお、1番目のプレミアム付商品券事業、3番目の最終処分場整備事業、10番目の都市下水路整備事業につきましては、予想以上に事業の進捗が図れましたことから、3月定例会時点に比べて翌年度繰越額が減額となっております。各事業の繰越理由につきましては、第1回定例会にてご説明を申し上げたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが報告第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第37号 新・小豆島町すくすく子育て基金条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第37号新・小豆島町すくすく子育て基金条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第37号新・小豆島町すくすく子育て基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

新・かがわ健やか子ども基金を活用した基金を造成するため、本条例を新たに制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第37号新・小豆島町すくすく子育て基金条例についてご説明いたします。

上程議案集の6ページです。

平成26年9月議会におきまして、香川県のかがわ健やか子ども基金補助金交付要綱施行にあわせ、小豆島町すくすく子育て基金条例を提出し、ご承認いただきましたが、附則で

本年3月31日に執行すると規定しておりました。本年4月、香川県が新・かがわ健やか子ども基金補助金交付要綱を施行したことにあわせ、本条例案を提出するものです。

まず、第1条で設置について規定しています。第2条では積み立て、第3条では管理、第4条で運用益の処理、第5条では処分、第6条では委任を規定しております。附則としまして、公布の日から施行するとしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 以前あった基金と同じものだったということでしたが、具体的な施策の中身、これを使って行う事業についてお尋ねをしたいんですけども、以前と同じものをするんですか。新しい施策も考えておられるんですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 今回の補助要綱に基づいて、本町で行おうとしておりますのは、これまで行ってまいりました応援モデル事業という民間の個人、あるいは団体が行います子育てに関連するユニークな施策、事業に対する支援、これを継続して行ってまいりたいと考えております。それ以外に新たに考えておりますのは、各幼稚園、保育所の遊具が老朽化しており、一部非常に危ない状況というふうな評価も得ておりますので、順次この基金を使って更新してまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに。安井議員。

○11番（安井信之君） 事前の説明の中で、これは3年間というふうなことを伺っておりますが、3年間でやめてええような事業と考えておりますか、その辺継続するんやったら県のほうへずっと言うていかんといかんのかなというふうに思いますが、どうですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 今現在考えてますのは、3年間で事業を終わらそうと思っておりますけども、モデル事業につきましてはとても大切な事業だと考えておりますので、3年後になりますけれども、その後継続して行うかどうかというのは検討したいと考えております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 検討は県のほうになると思うんで、町としては県のほうに訴えていかんといかんのかなというふうに思いますが、その辺はこっちが検討したって県がやめると言うたらそれまでかなと思います。その辺どうですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） この3年間のうちに、本町で新たな事業をやりたいというふうな状況も出てくるかもしれませんし、それらの状況も鑑みながら対応したいと。県への要望もその時点で考えていきたいと考えております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号新・小豆島町すくすく子育て基金条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第38号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第38号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第38号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による基準を参酌し、卒園後の受け入れ先確保のための施設間の連携を変更するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第38号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の8ページです。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が制定されたことに伴い、当該条項が参酌規定であり、参酌したところ内閣府令に沿うべきと判断しましたので一部改正するものです。基準条例の第42条第1項におきまして、町長は特定地域型保育事業者に対し、つまり町長が認可した家庭的保育事業、小規模保育事業や事業所内保育事業を行う者に対し、満3歳未満保育認定子供への保育事業が終了し、卒園する際、スムーズに保育所等へ入所できるよう連携する施設の確保に努めるよう求めています。改正前の第42条第4項は、町長は特定地域型保育事業を行う者による連携施設の確保が著しく困難と認めたとときのみ確保することを求めないとする規定でございましたが、改正後は第4項第1号で、町長が保育所等の入所調整をする際に、特定地域型保育事業の提供を受ける満3歳未満保育認定子供を優先的に取り扱ったり、当該児童の保護者の希望に基づき、引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときとし、連携施設の確保を求めない要件を新たに規定し、第2号に改正前の第42条第4項を規定し、前後に該当する場合は除くとし、第5項は、改正前の前項に「第2号に係る部分に限る」を加えるものです。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するとしています。簡単ではございますが以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に

については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 39 号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 8、議案第 39 号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 39 号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

管理職特別勤務手当につきましては、再任用職員に対し支給対象外となっているところがございますが、水防本部設置の際など非常時にあつては再任用職員も招集の必要があることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の 11 ページをお開きください。

議案第 39 号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正前の第 19 条第 2 項の下線部、第 18 条の 2 の規定でございますけれども、改正後のとおりこの規定を削除しようとするものでございます。第 18 条の 2 の規定と申しますのは、管理職員特別勤務手当の規定でございますけれども、条文にありますように、この規定は再任用職員には適用しないこととなっております。本年 5 月 1 日の機構改革に伴い、総務課内に危機管理室を設置し、その室長には再任用職員を任命しているほか、先ほど町長の提案理由にもありましたように、台風等による水防本部の設置の際には、再任用職員についても招集する必要があることから、この規定を削除し、再任用職員についても管理職員特別勤務手当を支給できるようにするものでございます。附則として、公布の日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第40号 旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第40号旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第40号旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

坂手地区にございます旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の13ページをお開きください。

議案第40号旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

本工事は、提案理由にありますように、平成26年1月1日に廃止した旧小豆島町サイクリングターミナルを解体撤去するための工事で、次のページの6の入札業者に記載の10社を指名し、6月3日に入札を行いました。その結果、3の契約金額のとおり、税込み7,810万円で、4の契約の相手方のとおり、香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地210、香川舗道株式会社代表取締役片山克彦が落札したものでございます。予定価格が5千万円以上の契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるも



のでございます。

1 ページおめくりいただきまして、14ページの概要書をご覧ください。

4 の工期でございますけれども、町が指定する日から令和3年1月29日までとしております。工事の概要につきましては、建物の解体撤去及び外構設備等の撤去でございます。

6 の入札業者については、記載の10社を指名しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。森崇議員。

○9 番（森 崇君） これは解体した後はどなんなるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） たちまちの活用方法等は決まっておりませんので、解体した後は更地にして、駐車場用地として使えるように当面はしたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第41号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約の変更について

日程第11 議案第42号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第41号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約の変更について及び日程第11、議案第42号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約の変更

については、相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。
○町長（松本 篤君） 議案第41号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年第3回小豆島町議会定例会でご議決いただきました同工事に係る工事請負契約について、現地精査により変更の必要が生じたことから、工事請負契約を変更し、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第42号につきましては、令和元年第4回小豆島町議会定例会でご議決をいただいた貯留堰堤工事に係る工事請負契約につきましても、現地精査により変更の必要が生じたことから、工事請負契約を変更しようとするものであり、同様に議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第10、議案第41号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 上程議案集の16ページをお願いいたします。

議案第41号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約の変更につきまして説明申し上げます。

本件は、先ほど町長が申しあげましたように、令和元年第3回定例会で議決賜りました工事請負契約に関しまして、現地精査による数量の増加を理由とする変更契約に当たりまして、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。本件請負工事の変更につきましては、項目3の契約金額でございまして、9,003万5千円から1,666万5千円を増額いたしまして、1億670万円にしようとするものでございます。

1ページめくっていただきまして、17ページをお願いいたします。

項目後の変更内容につきまして、変更後の数値、括弧内に変更前の数値を記載いたしております。各項目で増減がございしますが、大きく2点の変更理由がございします。1点目は、当初の設計では掘削土を施工場所に隣接して仮置きする方針としておりましたが、同

時に施工する他の工事の支障を認め、掘削土の搬出を余儀なくされたこと、想定を超える転石が認められ、場外搬出を指示したことから、変更内容(1)雨水バイパス管改修工、アの雨水バイパス管改修土工、それと3番目の項目、土砂等運搬から埋め戻し土砂運搬・積み込み、石類運搬・積み込みに関して必要な経費を計上いたしましたものでございます。

2点目の変更理由につきましては、本件は鋼板製のコルゲート管で施工されました既存バイパス管の改修を目的とする工事でございます。工事費用の削減を目的に、既存のパイプにポリエチレン管を挿入するパイプインパイプ工法を基本といたしておりますが、一部の区間では計画します施設との高低差の調整のため、既存物を撤去した上でポリエチレン管を敷設する内容となっております。この既存物の撤去に当たりまして、当初想定した仕様と異なる内容で施工されていることが判明したことから、取り壊し撤去に係る数値の増加を認めたものでございます。既存構造物のコルゲート管につきましては、通常はコンクリートの土台の上にアーチ状の鋼板製の半円形のパイプを単に置き、管渠を構成しているものと考え設計したところですが、開削したところ、鋼板製のアーチの部分までコンクリートで被覆した状態でありましたことから、取り壊し撤去物の数量増加につながったものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第41号の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第42号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 議案第42号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰

堤工事に係る工事請負契約の変更につきまして説明申し上げます。

上程議案集の19ページをお願いいたします。

本件は、令和元年第4回定例会で議決賜りました工事請負契約に関しまして、現地精査による数量の減少を理由とする変更契約に当たりまして、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本件請負契約の変更につきましては、項目3の金額部分でございまして、8,062万円から825万円を減額いたしまして7,337万円にしようとするものでございます。

隣のページでございしますが、20ページでございしますが、項目5の変更内容につきましては、変更後の数量を、括弧内に変更前の数字を記載いたしております。各項目で数量の減少がございします。当初の設計では、必要な擁壁の全てを本件工事で施工する予定としておりましたが、隣接します水処理施設に接する箇所では、別の工事で行いますコンクリート製貯留水槽の完成を待って施工する必要が生じまして、長期の工事休止期間が想定されることから、事実上、本件工事を分割しまして、水処理施設に接する箇所を別の工事として発注する方針に切りかえたため、現地精査の上、設計を変更し、数量を減じたものでございます。以上、簡単ではございますが議案第42号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第43号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第43号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第43号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は2億759万円でございます。補正の内容といたしましては、総務費378万3千円、民生費41万8千円、衛生費529万円、農林水産業費371万8千円、商工費5,359万円、土木費1,166万9千円、教育費1億2,912万2千円となっております。

詳細につきましては、担当参事から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 議案第43号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の22ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億759万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億241万2千円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。

25ページの第2表地方債補正をお願いいたします。

こちらは、橋梁長寿命化事業に対する国庫補助金の内示額が、当初予算額より増額となったことに伴いまして、事業の財源となります辺地対策事業債を400万円増の1,590万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。15款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金293万5千円ですが、こちらは9月からマイナンバーカードを活用したマイナポイント事業が始まることに伴い、その事務費に対する補助金が交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

同じく3目1節保健衛生費補助金20万5千円ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、1歳6カ月児健診及び3歳児健診のうち、歯科健診を集団健診から各医療機関における個別健診に切りかえたことに伴う費用に対しまして、国の2次補正

により補助金が交付されるものでございます。補助率は、国が定める単価の2分の1で  
ございます。同じく3目2節環境衛生費補助金240万円ですが、こちらは老朽危険空き家除  
却事業の財源となる空き家対策総合支援事業補助金が当初予算額より増額内示となつたも  
のでございます。補助率は2分の1でございます。

同じく4目1節農業費補助金372万2千円の減でございます。こちらは、棚田活性化事  
業の財源として予定しておりました離島活性化交付金が不採択となりましたので、減額す  
るものでございます。

同じく6目1節道路橋梁費補助金770万2千円ですが、こちらは橋梁長寿命化事業の財  
源となる社会資本整備総合交付金の内示が増額となつたものでございます。補助率は66%  
でございます。

同じく7目2節小学校費補助金3,789万8千円でございます。まず、説明欄1は、昨年  
度から小学校の児童用トイレの改修を順次実施しておりまして、今年度は星城小学校、来  
年度は安田小学校を予定しておりましたが、国の新型コロナウイルス対策の補正予算に盛  
り込まれました学校施設環境改善交付金を活用して、安田小学校の児童用トイレの改修を  
前倒しで実施することとしたものでございます。補助率は3分の1でございます。説明欄  
2及び3は、文部科学省が推進しておりますG I G Aスクール構想の実現に向けた補助金  
でございまして、説明欄2は4つの小学校における高速大容量の通信ネットワーク整備及  
び端末の保管充電用の電源キャビネットの整備に対する補助金、説明欄3は小学校児童1  
人1台端末の整備に対する補助金でございます。

同じく7目3節中学校費補助金1,331万7千円ですが、こちらにもG I G Aスクール構想  
の実現に向けた補助金でございまして、小学校費補助金同様、説明欄1が高速大容量の通  
信ネットワーク整備及び電源キャビネットの整備に対する補助金、説明欄2は中学校生徒  
1人1台端末の整備に対する補助金でございます。同じく7目6節保健体育費補助金8万  
円ですが、こちらは新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、3月の休校措置にあわ  
せて学校給食も休止としたため、香川県学校給食会からの食材納入をキャンセルしたこと  
により発生した違約金に対して4分の3の補助金が交付されるものでございます。

次に、16款県支出金、2項3目2節環境衛生費補助金120万円ですが、こちらは老朽危  
険空き家等除却事業の財源となる国の空き家対策総合支援事業補助金が当初予算額より増  
額内示となつたことに伴いまして、4分の1の県負担分を計上したものでございます。

同じく4目1節農業費補助金234万9千円ですが、こちらは棚田活性化事業の財源とし  
て予定しておりました国の離島活性化交付金が不採択となつたことから、それにかわる財

源として県の市町地域づくりモデル事業費補助金の交付を受けるものでございます。補助率は2分の1でございます。同じく4目3節水産業費補助金175万円ですが、こちらは単独県費の漁港整備事業費補助金の内示にあわせて増額計上したものでございます。補助率は2分の1でございます。

同じく7目3節就学前教育費補助金1,200万円につきましては、平成26年度から令和元年度までかがわ健やか子ども基金事業を実施しておりましたが、その合計として新かがわ健やか子ども基金事業が令和2年度から令和4年度まで実施されることとなったため、その財源となる県補助金を受け入れるものでございます。補助率は10分の10でございます。

次に、3項5目2節小学校費委託金16万円でございます。こちらは、今年度の小学校外国語教育推進モデル校に安田小学校が指定されたことに伴い、10分の10の委託金を受け入れるものでございます。

次に、17款財産収入、1項2目1節利子及び配当金1千円につきましては、県補助金1,200万円を財源として新・すくすく子育て基金を造成することに伴いまして、同基金の利子を名目計上したものでございます。

1ページめくっていただきまして、19款繰入金、1項16目1節新・すくすく子育て基金繰入金400万円ですが、こちらも県補助金を財源として造成する新・すくすく子育て基金から、令和2年度に実施する対象事業の財源として繰り入れを行うものでございます。

次に、20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1億1,794万円につきましては、今回の補正予算の一般財源部分を措置したものでございます。

次に、21款諸収入、5項1目3節雑入328万5千円ですが、説明欄1の自治総合センターコミュニティ助成金250万円は、入部自治会の夏祭り用品の整備に対してコミュニティ助成金の内示がございましたので、これを受け入れるものでございます。説明欄2の地域活性化センター地域イベント助成金78万5千円につきましては、町内の団体が申請しておりました地域活性化センターイベント助成金の内示がございましたので、これを受け入れるものでございます。

歳入の最後ですが、22款町債、1項5目1節道路橋梁債400万円につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおり、橋梁長寿命化事業の増額内示に伴い、補助残の財源となる辺地対策事業債を計上したものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。まず、2款総務費、1項7目企画費、18節負担金補助及び交付金の328万5千円でございます。説明欄1は、自治総合センターから受け入れたコミュニティ

助成金250万円を、入部自治会の夏祭り用品の整備事業に対して交付するものでございます。説明欄2は、町内の団体であります小豆島子ども・若者支援隊が実施する講演会や勉強会など、多世代交流の場を展開する事業に対して、地域活性化センターから受け入れたイベント助成金78万5千円を交付するものでございます。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費49万8千円でございます。こちらは、マイナンバーカードを保有する方を対象に、交通系ICカードやスマートフォン等を用いてキャッシュレスサービスを利用した際、5千円を上限に25%分の上乘せポイントが付与されるマイナポイント制度が9月から始まることに伴いまして、10節需用費から13節使用料及び賃借料までの事務費49万8千円を計上するものでございます。なお、当初予算に計上済みの会計年度任用職員1名分の人件費にも補助金を充当いたしますため、財源更正も行ったところでございます。

次に、3款民生費、1項6目人権対策総務費、19節扶助費41万8千円でございます。こちらは、各種学校等入校支度金及び専修学校等奨学資金について2名から申請がございましたので、説明欄に記載のとおり各種学校等入校支度金8万4千円、専修学校等奨学資金33万4千円を計上するものでございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、12節委託料49万円でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染防止のため、県歯科医師会の要請を受けまして、1歳6カ月健診及び3歳児健診における歯科健診を集団健診から各医療機関における個別健診に切りかえたため、各医療機関に対する委託料を計上するものでございます。

同じく4目環境保全費、18節負担金補助及び交付金480万円でございます。こちらは、国庫補助金の増額内示を受けまして、老朽危険空き家等除却支援事業補助金を増額計上するものでございます。なお、当初予算で計上しております12軒分に、今回の補正で3軒分を追加し、15軒分の予算を確保したところでございます。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費につきましては、棚田活性化事業の財源として予定しておりました離島活性化交付金の不採択による国庫補助金の減、代替財源として市町地域づくりモデル事業費補助金を計上したことによる県支出金の増、これらによる財源更正でございます。

ページ下段から次のページにかけての、同じく3項水産業費、2目漁港管理費1万8千円及び3目漁港建設費370万円につきましては、単独県費漁港整備事業費補助金の増額内示に伴うもので、2目漁港管理費には漁港整備事業費の増加に伴う香川県漁港協会負担金、3目漁港建設費には追加となる福田漁港護岸改良工事費をそれぞれ計上したものでござ



ざいます。

次に、7款商工費、1項3目観光費、12節委託料の59万円につきましては、観光庁の補助を活用いたしまして、神戸市観光局、香川県観光協会、高松観光交流推進協議会、小豆島町、土庄町、ジャンボフェリーの6団体が連携して、日本の食や文化に対する関心が非常に高いイギリス、フランスの旅行会社やメディアに、神戸、小豆島、高松などをつなぐ海上航路を活用した新たな旅行ルートのプロモーション事業を実施することとなったため、当該事業に係る委託料を計上したものでございます。なお、委託料の負担は6団体の均等割でございます。

同じく4目観光施設費、24節積立金5,300万円でございます。こちらは岬の分教場保存会、小豆島ふるさと村及び小豆島オリーブ公園から令和元年度末に寄付がございましたので、それぞれ説明欄記載の基金に積み立てを行うものでございます。

次に、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、14節工事請負費の1,166万9千円でございます。こちらは、橋梁長寿命化事業に係る国の社会資本整備総合交付金の増額内示により、橋梁長寿命化工事費を増額計上したものでございます。

次に、10款教育費、1項2目事務局費、18節負担金補助及び交付金の600万円でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症に伴い、さきの臨時会で、本年3月に中学校を卒業した生徒及び4月時点の児童手当対象者計1,450人を対象に、国が1万円、町が2万円、計3万円の給付を行うこととしたところですが、この支援策の対象外となった高校2年生及び3年生の年齢の方200名に、町独自に1人当たり3万円の給付を行うこととしたものでございます。

同じく2項1目学校管理費の8,052万2千円ですが、まず12節委託料の説明欄1に、国の補正予算に計上されました学校施設環境改善交付金を活用して、来年度に予定しておりました安田小学校児童用トイレ改修工事を前倒し実施することといたしましたので、設計監理料165万円を計上するとともに、14節工事請負費に工事費の1,254万円を計上しております。また、12節委託料の説明欄には、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて、町内4小学校における高速大容量の校内通信ネットワーク及び電源キャビネットの整備に要する委託料3,456万2千円を計上するとともに、17節備品購入費に、小学校児童1人1台端末の整備に必要なタブレット端末572台の購入費3,177万円を計上したものでございます。

同じく2項2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金の16万円ですが、こちらは今年度の小学校外国語教育推進モデル校に安田小学校が指定されたことに伴い、歳入で受け入

れた県委託金16万円を安田小学校に対して補助金として交付するものでございます。なお、事業内容は講師を招請いたしまして、教諭を対象に研修を実施することとしております。

1 ページめくっていただきまして、3 項 1 目学校管理費の2,900万円でございます。

こちらは、小学校と同様に、文部科学省が推進するG I G Aスクール構想の実現に向けて、12節委託料に、中学校における高速大容量の校内通信ネットワーク及び電源キャビネットの整備に要する委託料1,345万9千円、17節備品購入費に、中学校生徒1人1台端末の整備に必要なタブレット端末281台の購入費1,554万1千円を計上したものでございます。

同じく4 項 1 目子育て共育費の1,333万3千円ですが、こちらは新かがわ健やか子ども基金事業の実施に伴い、24節積立金のとおり、県からの補助金1,200万円を原資とした新・すくすく子育て基金への積み立て及び同基金の利子積み立て1千円、計1,200万1千円を計上するとともに、10節需用費に同基金からの繰入金を財源として実施する各幼稚園、保育所の遊具の修繕料を計上したものでございます。なお、基金からの繰入金は400万円でございますが、当初予算に計上済みの子育て応援モデル事業250万円及び出会いの場創出事業16万8千円にもこちらの基金繰入金を充てることといたしましたので、それに伴う財源更正も行っております。

最後になりますが、6 項 2 目学校給食施設費、21節補償補填及び賠償金の10万7千円でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響で、3月2日から春休みの前日まで学校が休校となったことに伴い、学校給食納入品をキャンセルしたため、違約金が必要となったものでございます。以上、歳入歳出の補正額合計は2億759万円でございます。以上、簡単ですが議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○1 1 番（安井信之君） 備品購入で、タブレットなりやと思うんですが、足らずの分を購入するというふうなことで、今ある分との性能の違いなりはどのようなふうな分があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 今現在児童・生徒がいらっしゃいますんで、その数分を今回補正して整備しようと思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 足らずの分を調達する分じゃなくて、全員分ですか、これは。ああ、そうですか。

それと、契約なんですけど、これは備品を全部買って、何年かたったら使い物にならないようになるいうんがこの手のものやと思うんですが、その辺は全部購入というふうな形で考えてるんですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 修繕という方法もあるんですけども、実際のところ修繕よりも購入したほうが安く上がるという状況がありますので、購入というふうになっていくと思います。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 私が言いよんは、修繕やいう分じゃなくて、リース的な分で作ったほうがえいん違うんかなというふうな思いがあって言いよるんですけど、その辺は検討したというふうに考えとったらいいんですかね。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 国の交付金を使った備品購入となりますので、リースは不適切と考えて、購入に限られると思います。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。よろしい。安井議員。

○11番（安井信之君） それは、国のほうに確認、備品じゃないとあかんでというふうに言われたんか、その辺は確認は済みということでもいいんですね。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 補助要綱に、購入に対する補助となっておりますので、購入しかないと思ったんです。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 幾つかお尋ねします。

学校給食会への違約金ということが出てきたんですけども、これは給食がなくなって、そういう違約金が発生するのは学校給食会だけなんでしょうか。ほかの民間の業者のほうにはそういうのは発生しないのでしょうか。

それと、11ページですけども、入部自治会の夏祭り用品って、これは何なんでしょうか。

それと、扶助費の各種学校等入校支度金、専修学校等奨学資金、それぞれ1人ずつの2名ということでもいいのでしょうか。この各種学校、専修学校は具体的にどういう学校なの

かわかれれば教えてください。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず、違約金ですけれども、これは香川県の公益財団法人学校給食会が取りまとめてパン、米、牛乳等を取り扱っている、ここに契約があろうかと思えます。その分の違約金ということだと考えております。他の業者につきましても契約等はございませんので、違約金は発生しないと考えております。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 夏祭り用品のご質問でございますけれども、今回入部自治会のほうが申請をしております、具体的にはやぐらのステージでありますとか、ワンタッチテント、それからテーブルセット、もっと細かくいいますとワイヤレスアンプであるとかマイクであるとか、そういった夏祭りができる環境整備について助成をいただいたということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 10ページ、11ページ、人権対策総務費のほうの扶助費でございますが、専修学校等の奨学金、これにつきましては2名、両名とも美容学校の入学でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） トイレ改修の分ですけれども、今回安田小学校、もともとは星城小学校、今年だったんですね、去年の苗羽小学校はトイレ改修ができて、今年が星城小学校ということで、次に続いて安田小学校も一部トイレ改修ができるということで、これで3小学校は少し、一部きれいになるということで大変喜ばしいことだと思います。

それで今回、苗羽小学校は昨年ですが大体700万円ぐらい、星城小学校は今年3月に出てましたけれども、工事費として750万円、今回国の補助もあるところで2,200万円ぐらい出てますけれども、これは場所的には少し、安田小学校は全体的にできるということです、金額が高い、大きいので。これは、苗羽小学校なんかは1回だけとかですよ。全部のトイレは改修ができてないので、星城もそれぐらいじゃないかなと思うんですけど、安田小学校のほうで全面的に改修ができるということなんですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 安田小学校で予定しておりますのは、校長室手前から南側の校舎へ向かう途中にあります1階のトイレ、向かい側に配膳室もあるトイレでございます。これを予定しておりますが、大体これぐらいかかるだろうということで見積もり

をいただいております。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） これで一部のトイレ改修はなるんですけども、後は引き続きトイレ改修は継続して来年以降に行っていく予定にしてるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） そもそも安田小学校につきましては、来年度予定の事業でございましたので、前倒ししたほうがいいということで今回計上させていただいております。この後の改修につきましては、これからまた検討させていただきたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 部分的ばかりなので、全面的に改修できるように引き続き検討をお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） まず、G I G Aスクールの端末タブレットの関係ですけど、これは当初国の交付金、助成金が1台当たり4万5千円というふうなことを何かで、新聞とかのほうで情報があったと思うんですけど、これは国からの補助金、金額は人数に合わせたら少ないと思うんですが、そのあたりはどういうふうな状況なんですか。

それと、中学校と小学校の1台の単価が、人数で割ったらちょっと違いますけど、性能が違うとかそういうふうなことがあるのかどうか1件。

それから、先ほど入部夏祭りの用品、これは宝くじのあれだと思いますけど、今現状入部のこれに関しましては、いつごろ申し込んだやつが今回採用されたのか、かなり順番を待っているというふうな状況と私は聞いておりますけど、実際に入部に関しましては、これはいつ申請したやつか、お願いしたいと思います。

それから3点目、11ページのマイナポイントどうのこうのと、マイナンバーカードの交付ですけど、現状は今時間外の開庁とか、土曜日か日曜日に開庁して、マイナンバー手続ができるようにというふうに行っておりますけど、現状は今何件の方が手続をしているのか、申請したのか。

もう一点は、13ページ、高校2年生、3年生に臨時特別給付金600万円、この財源は一般財源となっておりますけど、どこから出た600万円なのかをお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず、タブレット端末の補助単価でございますが、1

台につき4万5,900円でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） それを人数に掛けたら、これ歳入のほうの金額になるんですか、国から。これはまだ国から来てないんですか。じゃない。そんな単純計算じゃないん、それは。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず、今回のは当初予算でも台数がございまして、それとの絡みで単価が合わないということかと思っております。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 入部自治会のコミュニティーの助成の申請がいつだったかということですが、昨年令和元年10月21日に申請書が提出をされております。残念ながらだめであったところも1件ございまして、室生自治会の同じく自治会館の備品ということで、今回2件を申請し、1件が採択され、1件がだめであったということで、室生自治会については来年以降改めて申請ということになります。

それから、まだ申請には至っていないんですが、ご相談をいただいている件がございます。こちらが、蒲野地区の太鼓、それから南蒲野地区の太鼓、この2件の修繕をしたいというご相談を今いただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） マイナンバーカードの普及促進に関しまして、時間外開庁と申しますか、夜間開庁、時間外開庁と称しまして実施いたしております。毎週木曜日の夜間第2日曜日開場いたしております。毎週木曜日につきましてはおおむね3件から5件のご予約をいただいて対応いたしております。休日開庁分につきましては、せんだっての開庁で8名ということで確認しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 高校2年生、3年生の年齢の方に給付する給付金の財源でございますが、こちらは国の交付金の内示があり次第、次回の議会になるかと思っておりますが、財源更正を出していただく予定でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 先ほど最初のタブレットの、当初の予算でこれは上げとったんかな。それで、今回補正でまだ余分に上げるということ。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず、当初予算におきまして、小学校におきましては12台分を計上しておりました。中学校におきましては、7台を当初予算で計上しておいたという状況がございます。今回、それプラス児童・生徒数、それから教員の分、全員分を合わせて購入する、また予備の台数も含めて購入するということでございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 12台やそこの金額じゃないと思うんです、これは。当初はそれの、今回この570何台なんでしょう。歳入の金額は5千万円そこそこですよ、これは小学校、中学校とを合わせて。なのに、かなり大きな金額が出てきます。違うんですか、これは。合うんか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 当初予算で計上しました際には、小学校のほうで12台でございました。その購入費が72万円でございます。今回、台数が小学校でいいますと572台になりますけれども、1台当たり5万6,800円となっております。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 補足説明をさせていただきます。

今回の補助金につきましては、校内のネットワークの整備につきましては、1個当たりの限度額が決まっております、学校によってはそれによってカットされていたりもしますし、端末については4万5千円が上限になっておりますけれども、先ほどこども教育課長が申しましたように、台数がいろいろ違うとか、附属ソフトの違いがあるとか、小学校と中学校の、その他もろもろ違いがございますので、一概に単純に割って計算できないということになってございますので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 先ほどの答弁で、一般コミュニティーで待っておるところ、神浦地区を失念しておりましたので、追加で答弁させていただきます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。森崇議員。

○9番（森 崇君） 11ページの老朽危険空き家について質問いたします。

どんな状態になったら届け出方法があるのか。15軒と言いはるからあれですけど、山の中にあるんは危ないといったってしれてますけど、町道のすぐ横で、もう危ないぞという感じがするんで、どうしたらいいんですか。今のところ、これは15軒というたらかなり幅広いんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 空き家の除却に関しましては、まさに空き家でございます。空き家で危険な状態、実際現地に赴きまして点数をつけるわけなんですけども、これで危ないというところである評点を満たせば、補助の対象になるということでございます。従いまして、その対象になりましたら上限が160万円まで出ますので、ご利用いただければと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森崇議員。

○9番（森 崇君） 持ち主が亡くなって、あそこはもう誰っちゃおらへんでと言われる場合もないことはないで、道の横で。それはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 基本的には所有者になりますけども、相続とかしていただき、登記上の分で2親等以内、そういうようなんでお子さんとかが来れば、登記簿とかで確認いたしまして、その方が申請していただければ補助の対象になると思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。三木卓議員。

○2番（三木 卓君） 私は2点ありますが、1点ずつ質問させていただきます。

まずは、G I G Aスクール構想の件なんですけれども、校内通信ネットワークを整備することによってランニングコストは年間どれぐらいになると予定しているのか、もう一つがタブレットの導入によって具体的にどのような活用をしていくのか、2点まずお聞きします。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） タブレットの使用の頻度にもよろうかと思っておりますので、今のところ経常経費がどれぐらい発生するかというのは、具体的な数字はつかんでおりません。

それから、どのような教育に使われるかというお話ですけれども、なかなか発言できないお子さん、あるいはいろんなお子さんがいらっしゃると思うんですけども、タブレットの導入によってそれぞれさまざまな考えが、タブレットを通して先生のほうでも掌握できる等々の効果はあろうかと思っております。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） ちょっとわかりにくかったなと思うんですけど、はい、わかりました。家に持って帰って、何か学習要領をやるのかということなのか、授業で使うのかとか、そういうのはどんな感じですか。



○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今回購入するタブレットについては、基本的には学校の備品でございます。学校で使用するということで、自宅に持ち帰ることは想定していません。ただ、今回のようなコロナの休校等に応じて、当然その際には臨時的に、家庭で持っていないお子さん、希望があれば特例的に、その休業期間中については自宅に持ち帰ってオンライン授業等で活用するということが、通常時には学校で使うのが原則というふうに考えています。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

棚田活性化事業に対してですけれども、離島活性化交付金が不採択であったというところで、県の市町村地域モデルづくり事業補助金というのが今234万円という形で上がってるんですけれども、これは確実にもらえるものなのか、また不採択ということがあり得るのか、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） この事業につきましては、採択をいただけるものです。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 当初は離島活性化交付金が372万円で、今回の県の支出金に関しては243万円ということで、130万円ぐらい差額が生じて、それが恐らく一般財源で出たような形だと思うんですけれども、これに関しては本来補助金で賄えたものが賄えなくなったので、一般財源で補正するという考え方だとは思いますが、逆説的に事業の見直しを行って、何か130万円を削るといふか、そういった考えというのはどのような形なんでしょう。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） この県の事業につきましては、実は350万円で申請したけど、実際この金額しかつかなかったということです。通常、毎年この事業を行ってしますので、予算、財源が減ったからというて事業を縮小することは考えておりません。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議員派遣について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

#### 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14から日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第14から日程第16を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第2回小豆島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員